

いのち
つなげたい！古賀の生命

伝えたい！共に生きる力

生物多様性古賀戦略



古賀市

2026－2033

目次

I. 中間見直しの背景と基本的事項 1

1. 計画策定からこれまでの情勢変化 2
2. 中間見直しの背景と目的 9

II. 古賀を知る・感じる・考える 12

1. 生きものたちの「つながり」と「にぎわい」 13
2. 古賀を知ろう 17
3. 「生物多様性」に支えられる私たち 19
4. 「生物多様性」の豊かさをおびやかすものは？ 21

III. 古賀の将来像を描く 27

1. 古賀の将来像 28
2. 戦略の期間と対象区域 29
3. 「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」を実現するために 29

IV. 将来像を実現するための取組 33

- Action1. 生物多様性を知る 36
- Action2. 生物多様性を守る 39
- Action3. 生物多様性を活かす 49
- Action4. 環を広げる 52

V. 戦略の推進に向けて 54

1. それぞれの役割と連携 55
2. 戦略の進行管理 56

コラム一覧

ワンヘルス/ネイチャーポジティブってなあに？	7
グリーンインフラってなあに？	8
3つの多様性ってなあに？	14
世界や日本でどんなことが取り組まれてきたの？	15
もっと知りたい！世界を変えるための17の目標「SDG s」.....	16
生態系の中でのキノコの役割や重要性	23
環のまちをめざして・・・「ぐりんぐりん古賀」.....	24
古賀には自然や生きものを守るための活動がたくさん！	25
校歌の中には昔から親しまれている古賀の自然がいっぱい!?	26
高校生の想いを・・・「未来のうみ・まち・さと・やま」放課後ワークショップ	30
みんなで話すと発見がいっぱい！ワークショップ「みんなで話す 生物多様性古賀戦略」.....	32
生きもの観察会を実施しています！	36
ビオトープってなあに？	37
野生鳥獣との接し方.....	42
外来種ってなあに？	43
生物多様性に配慮したエコラベルを探そう！	44
事業者も参加！環境にやさしい活動	45
たくさんあるよ！自然と調和する文化と食	46
古賀に伝わる伝説や民話.....	48
知ってる！？古賀の特産品.....	50
歩いてみよう！歩いてん道.....	51
子どもたちが取り組む環境学習	53



・・・このマークがコラムの目印です。

I . 中間見直しの背景と基本的事項

1. 計画策定からこれまでの情勢変化

(1) 世界の動向

令和 4(2022)年にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)(※)第 2 部において、令和 12(2030) 年までの新たな目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

新枠組は、2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。2030 年グローバルターゲットには、日本が特に重視している 30by30(サーティ・バイ・サーティ)や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために 8 個の数値目標が盛り込まれました。

なお、その他の関連要素として、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである「レビューメカニズム」も同時に採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。

2050年ビジョン 自然と共生する世界	2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる
<p>2050年ゴール</p> <p>A 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加</p> <p>・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加</p> <p>・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護</p> <p>B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与(NCP)が評価・維持・強化</p> <p>C 遺伝資源、デジタル配列情報(DSI)、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献</p> <p>D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保</p>	<p>2030年ターゲット</p> <p>(1) 生物多様性への脅威を減らす</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く 2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く 3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全(30 by 30目標) 4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化 5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする 6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減 7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減 8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化 <p>(2) 人々のニーズを満たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす 10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献 11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化 12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進 <p>(3) ツールと解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> 14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保 15. 事業者(ビジネス)が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するのための措置を講じる 16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立 18. 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする 22. 女性及び女兒、子ども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保 23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保
実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性(レビューメカニズム)／広報・教育・啓発・取り込み	

出典：環境省(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/gbf/kmgbf.html>)より

※生物多様性条約：生物多様性を保全することを目的に平成 4(1992) 年 5 月に採択され、翌年発効しました。日本を含む 196 の国と地域が本条約を締結しています。この条約には、先進国の資金により開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組みと、先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがあり、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援が行われることになっています。また、生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行うことになっています。具体的には次の 3 つの目標が規定されています。1. 生物の多様性の保全 2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用 3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

※生物多様性条約締結国会議：生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議(COP:Conference of the Parties)であり、おおむね 2 年に 1 回開催されます。

(2) 国の動向

1) 生物多様性国家戦略

平成 22(2010)年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において採択された「愛知目標」が令和 2(2020)年に期限を迎えました。その後継として、令和 4(2022)年に採択された「^{こんめい}昆明・モントリオール生物多様性枠組」をうけ、令和 5(2023)年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しました。この国家戦略では、「2030 年ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現を目標に掲げ、5 つの基本戦略が設定されています。

2) 30by30・保護地域・自然共生サイト(OECM)

30by30(サーティ・バイ・サーティ)とは、令和 12(2030)年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。この目標を達成することにより、健全な生態系を回復させ、豊かな自然の恵みを取り戻し、持続可能な地域づくりなどに役立てることができると言われています。

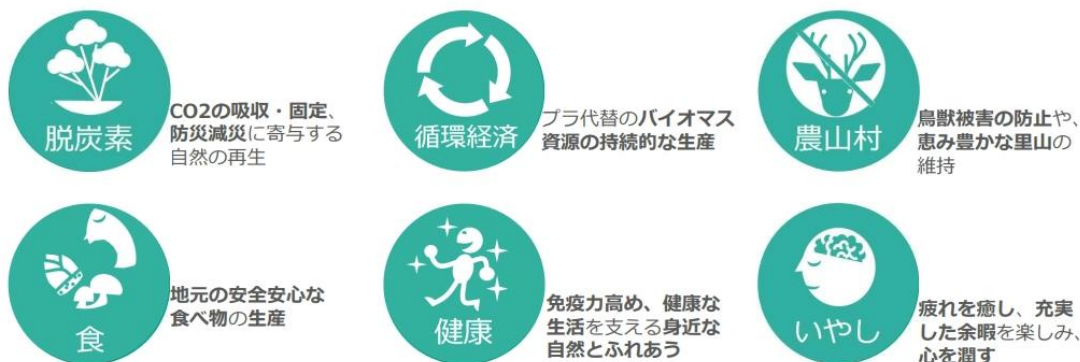
30by30 の目標達成には、生物多様性の保全が図られている区域を拡充し、質を向上させる必要があります。このため、自然保護公園などの保護地域拡張のほか、民間の活動によって生物多様性の保全が図られている区域を、「自然共生サイト」として国が認定する制度が令和 5(2023)年に開始しています。自然共生サイトは、保護地域と重複しない箇所を OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)として、国際的なデータベースに登録されます。

2021年G7サミットで約束
2030年までに国土の30%以上を
自然環境エリアとして保全

— 30 by 30 —

- 保護地域（国立公園等）の更なる**拡充**・管理
- 保護地域**以外**の場所で生物多様性保全に貢献する場所（OECM）の認定
（社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等）

OECM認定により期待される効果



OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

出典：環境省(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>)

3) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(生物多様性増進法)

生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とし、地域における様々な主体が連携して行う活動を促進するため、令和 5(2023)年 4 月 19 日に公布、令和 6(2024)年 4 月 1 日に施行されました。自然共生サイト認定制度を土台とし、企業などの活動を促進するための認定制度や、手続きの簡素化などを定めています。

(自然共生サイトと新法の違い)

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除き OECM として登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除き OECM として登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）で OECM として登録。

出典：環境省

(3) 県の動向

1) 福岡県ワンヘルス推進基本条例

ワンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つと捉え、一体的に守っていくという考え方で。

福岡県では、令和 2(2020)年 12 月、ワンヘルスの実践に関する条例として全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を、令和 4(2022)年 10 月には、ワンヘルスの取組の実効性を確保するため、県や市町村、事業者、県民が担うべき責務などを定めた「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」を制定しました。

条例には、ワンヘルスの基本理念や各主体の役割分担とともに、ワンヘルス実践のための 6 つの基本方針が定められています。

1 人獣共通感染症対策	4 人と動物との共生社会づくり
2 薬剤耐性菌対策	5 健康づくり
3 環境保護	6 環境と人と動物のより良い関係づくり

出典：福岡県「ワンヘルスリーフレット」より

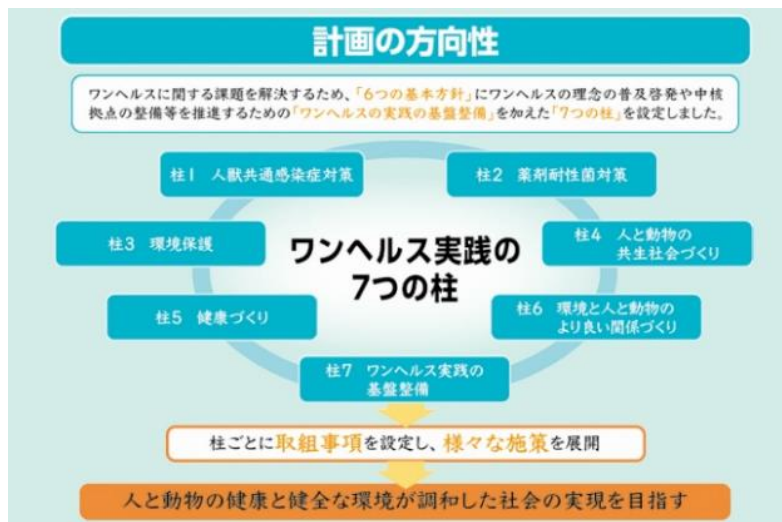


I. 中間見直しの背景と基本的事項

2) 福岡県ワンヘルス推進行動計画

ワンヘルスに関する課題を解決するために、福岡県ワンヘルス推進基本条例で定めた 6 つの基本方針にワンヘルスの理念の普及啓発や中核拠点の整備を推進する「ワンヘルス実践の基盤整備」を加え、7 つの柱を設定し、人と動物の健康と健全な環境が調和した社会実現を推進することとしています。

※令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間を計画期間としています。



出典：福岡県 (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/one-health-fukuoka-keikaku.html>)

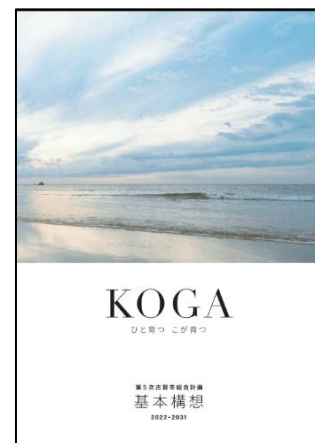
(4) 市の動向

1) 第 5 次 古賀市総合計画

先人たちにより培われた古賀市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へ繋ぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する持続可能なまちをつくりあげるため、まちづくりの指針として策定しました。

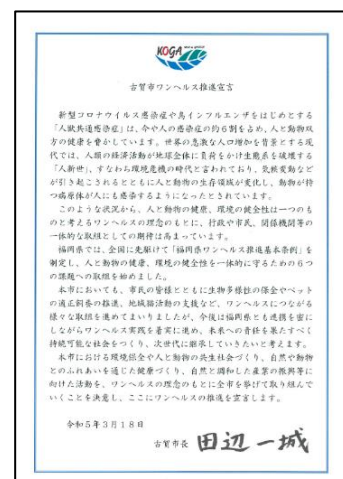
「都市基盤と環境が調和しすべての人が快適で安心して暮らせるまち」を基本目標の 1 つに掲げ環境の保全と継承をめざします。

※令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度の 10 年間を計画期間としています。



2) 古賀市ワンヘルス推進宣言

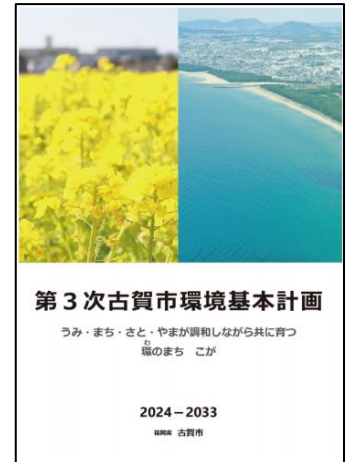
令和 5(2023)年 3 月 18 日、古賀市は、関連する各分野が連携して、環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興などに向けた活動に、ワンヘルスの理念のもと取り組んでいく「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明しました。



3)第 3 次古賀市環境基本計画

「うみ・まち・さと・やまが調和しながら共に育つ環のまち こが」をめざす環境像として掲げ、「人と環境が共生するゼロカーボンシティ(※)の実現」、「ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性は一つ)の推進」を 2 つの共通テーマに設定し、5 つの環境分野ごとに目標と施策を示すとともに、都市基盤と豊かな環境が調和し、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちを次世代に引き継ぐことをめざします。

※令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度の 10 年間を計画期間としています。



※ゼロカーボンシティ：2050 年までに二酸化炭素（CO₂）排出量の「実質ゼロ」を目指すと表明した自治体のこと。「実質ゼロ」とは、排出を完全に無くすのではなく、排出量と森林などによる吸収量を差し引きゼロにすることを指します。古賀市は令和 3(2021)年 11 月 30 日にゼロカーボンシティを宣言しています。





ワンヘルス/ネイチャーポジティブってなあに？

(1) ワンヘルスとは

ワンヘルス(One Health)とは、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉え、これらを一体的に守ろうという考え方で、世界的にその取組が進められています。

人獣共通感染症(※)、生物多様性の損失、地球温暖化といった人、動物、環境各分野にまたがる問題を解決するには、様々な分野の専門家、行政だけでなく、県民、企業、民間団体なども一緒になってワンヘルスを推進していくことが重要となります。



(2) ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブは日本語で「自然再興」と訳され、人間の社会・経済活動による生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを意味します。

令和 4(2022)年 12 月にカナダで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）にて「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和 12(2030)年までの新たな世界目標としてネイチャーポジティブが掲げられました。国は 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携した取組が必要と考えています。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けては、企業の取組も非常に重要です。令和 6(2024)年 3 月に国が策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」では、ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることが示されています。今後は、こうした取組を通じた、企業価値の向上や、ビジネス機会の創出が期待されるなど、ネイチャーポジティブ経済への移行が強く求められています。

※人獣共通感染症：脊椎動物と人間の間で通常の状態で伝播する疾病（感染症）。狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、日本脳炎、ペスト等。



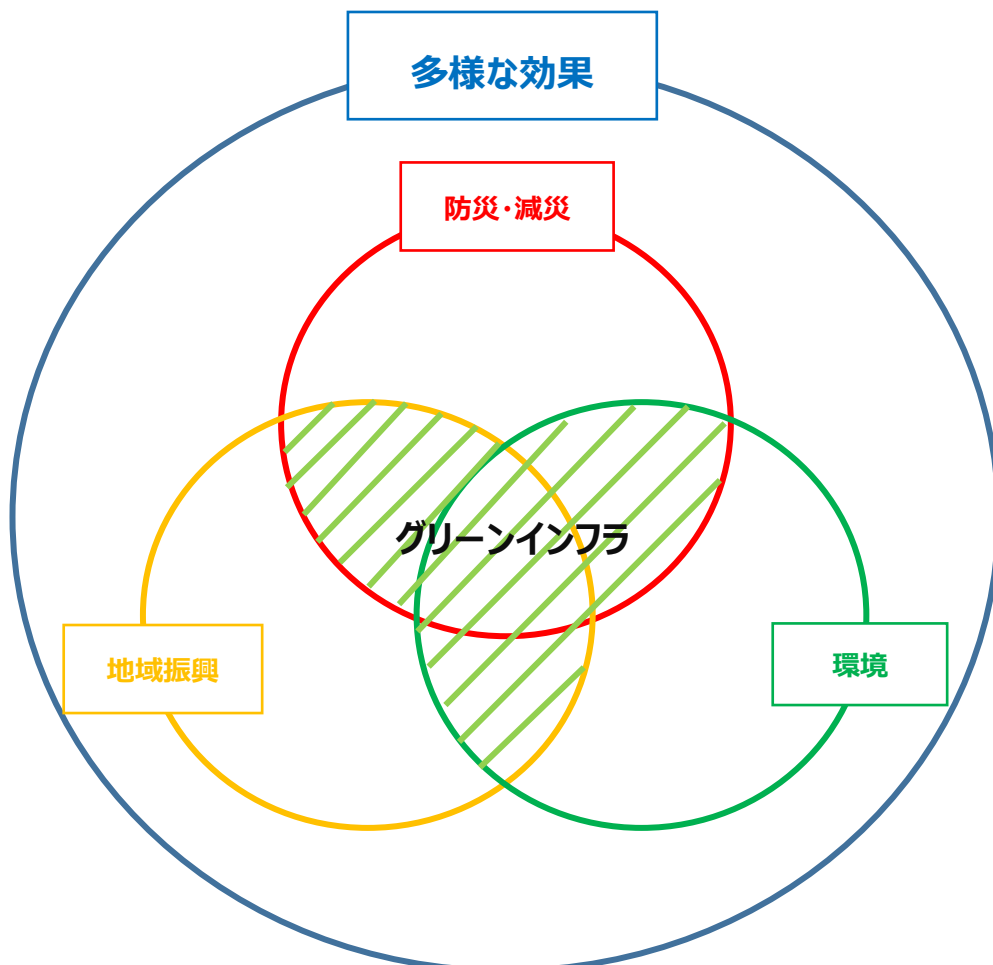
グリーンインフラってなあに？

インフラとは、ガス、水道、道路、電気など、日々の生活を支える基盤や施設のことを指す言葉ですが、昨今「グリーンインフラ」という言葉に注目が集まっています。「グリーンインフラ」の「グリーン」とは、「みどり」のことですが、ここでの「みどり」とは植物だけではなく、農地や河川、公園など自然環境全般を含みます。

「みどり」はこれまでも「重要なもの」として扱われてきてはいますが、「みどり」にはどのような役割があるのか？ということ、学問レベル以外ではあまり細かく考えられてきませんでした。この「みどりの機能」をしっかりと、私たちの生活を支える「インフラ」として評価し活用しよう、というのが「グリーンインフラ」の基本的な考え方です。

「みどり」には防災に関する機能や景観を向上させる機能、また CO₂ の固定や人々の健康にも影響を与えるということが評価され始めています。現在最も注目されているのは、雨水の貯留・浸透に関する機能で、以前ならば雨水管に直接流す雨水を意識的に緑地で貯留・浸透させることで、都市型洪水の防止や合流式下水道による水質汚染を防止する効果があります。

これからのまちづくりでは自然の機能を賢く利用し、人間にも自然にも良い環境を形成していくことが求められます。



グリーンインフラのイメージ図

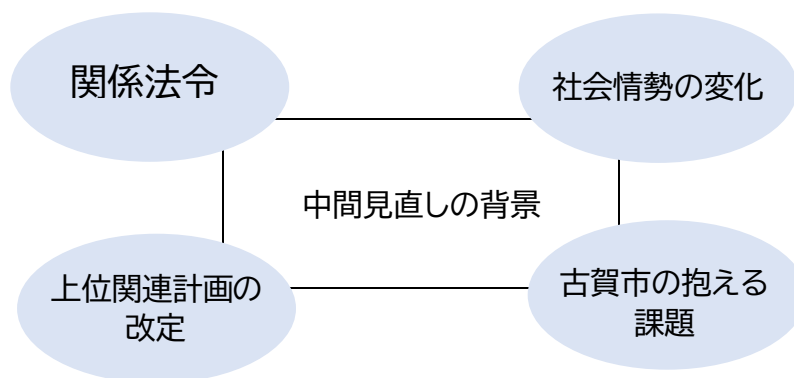
2. 中間見直しの背景と目的

(1) 中間見直しの背景

生物多様性古賀戦略は、「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち～つなげたい！古賀の生命(いのち)伝えたい！共に生きる力～」をめざす将来像として掲げ、平成 31(2019)年 3 月に策定されました。

本計画は令和 15(2033)年までを計画期間としており、策定されてから今日まで社会動向の変化を受け中間見直しを行いました。

上位計画である古賀市環境基本計画の改定を踏まえ、策定後に表出した課題を精査するとともに、推進施策の取組状況を点検、評価を行い、今後の計画後半で効率的かつ重点的に取り組むための施策整理を行いました。



(2) 課題の整理

本市の自然環境の状況は、絶滅危惧種など希少な生きものが生息・生育する豊かな自然環境を有している一方で、人間活動などによって生物多様性や生きものの置かれている状況は、依然として厳しい状況にあり、以下のような課題が残されています。

1) 外来生物や有害鳥獣の生息域拡大による生態系や生活環境、農業被害の懸念

特定外来生物の相談件数や捕獲頭数の増加に加え、分布域拡大、有害鳥獣の増加などによる農作物や生活環境などへの被害が増加しています。効果的な防除や駆除などの対策を進めていくとともに、外来生物が与える影響など正しい知識の普及啓発を図りながら、特定外来生物が侵入した場合は、早期防除に取り組んでいく必要があります。

2) 生物多様性の浸透不足

令和 6(2024)年度市民アンケートでの結果から、自然環境や生物多様性を守っていこうという意識をもつ市民が多い一方、環境保全活動に参加できている市民が少ないという結果が見られました。

生物多様性の浸透を図るためには、自然観察会など自然と触れ合う機会の創出やワークショップや市民団体意見交換会など生物多様性の保全をしていく人の人材育成など、事業の積み重ねや充実が、浸透に繋がっていくものと考えており、より一層の生物多様性への理解を広める普及啓発や各施策の充実が必要です。

3) 生息・生育状況の情報不足

市内に生息・生育する動植物の情報や自然の豊かさを評価するだけの情報が不足していることから、情報の蓄積を図り自然環境の現状や経年変化を把握します。

また、特定外来生物の防除対策を行うための分布状況などの把握、地球温暖化が原因とみられる様々な生態系への影響を把握することも必要です。

4) 各主体との連携や保全活動の人材の不足

自然保護・保全活動団体は高齢化や担い手不足など、人材面での課題が顕在化しているため、市民団体や事業者と協働による啓発事業の充実・拡大を図っていくなど、各主体との連携を広げていく必要があります。

(3) 中間見直しの方針

- 1) 社会情勢の変化を受け、ワンヘルス、ネイチャーポジティブの観点を各施策に加えました。
- 2) 上記の課題や取り組み状況の結果を踏まえ、取り組み内容を整理しました。

生物多様性古賀戦略の取組体系

行動目標	方針	具体的な取組
Action 1. 生物多様性を知る	(1) 調査分析・情報提供	古賀に生息・生育する生きものの把握
		生きものに関する情報を共有する仕組みづくり
	(2) 自然や生きものとふれあう場の充実	森林レクリエーションの場づくり
		農とふれあう場づくり
		食を通じた自然の大切さの理解促進
		生きものとふれあう水辺の充実
		生きものとふれあう公園の充実
		生きものとふれあうビオトープの充実
		生物多様性に関する普及啓発
	(3) 環境教育・学習の推進	生物多様性に関する講座や体験学習の推進
		学校における環境教育の推進
		古賀の生きものの紹介
Action 2. 生物多様性を守る	(1) 重要地域と希少生物の保護・保全	重要地域の保護・保全
		希少生物の保護・保全
	(2) 山から海までのつながりを意識した生態系の保全・再生	森林の保全・再生
		農地の保全・再生
		ため池の保全・再生
		河川の保全・再生
		海岸の保全・再生
	(3) 外来種への対策と野生鳥獣による被害の防止	外来種に関する情報収集と対策の検討
		侵略的外来種・特定外来生物への対策
		外来種に関する知識の普及啓発
		野生鳥獣被害への対策
		野生鳥獣被害防止のための啓発
	(4) 環境に配慮した行動の推進	生物多様性に配慮した行動の啓発
		環境に配慮した商品の普及啓発
		公共施設での取組のPRを通じた地球温暖化対策の推進
		ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止
		環境にやさしい事業者・事業活動の促進
	(5) 自然と調和する伝統的な文化や知恵の継承	生物多様性に支えられる文化の継承
		生物多様性に支えられる食の継承
Action 3. 生物多様性を活かす	(1) 自然を活かした暮らしの推進	地産地消の推進
		県産木材の活用
		自然エネルギーの普及
	(2) 魅力ある地域づくりへの活用	豊かな自然を活かした観光の振興
		生物多様性の恵みを活かした特産品づくり
		歩いてん道の普及・活用
Action 4. 環を広げる	(1) 活動主体の支援	多様な主体による保全活動や美化活動の支援
		NPOなどの団体からの提案による保全活動事業の実施
	(2) 連携の仕組みづくり	多様な主体の情報交換・活動発表の場づくり
		多様な主体が連携する事業の促進
		人材活用のおこしづくり

Ⅱ．古賀を知る・感じる・考える

私たちは、古賀で暮らす生きもののこと、生きものたちが暮らしている自然のことを
どのくらい知っているでしょう？

そして、私たち人間の暮らしを生きものと自然が支えてくれていることを
感じたことがありますか？

私たちの生命^{いのち}が、かけがえのないものであるように、
全ての生きものの生命^{いのち}もかけがえのないものです。

自然に大きな影響を及ぼす力を持つ私たちは、
多様な生きものと共に暮らしていること、
多様な生きものの恩恵を受けて生命^{いのち}をつないでいることを深く理解し、
人と生きものが共存、共栄していける社会をめざさなければなりません。

「古賀のことをもっと知ってもらい、もっと好きになってもらい、
古賀に関わるみんなで生きものや自然を豊かにしていきたい。」
「生きものから受ける恵みに感謝し、その恵みを将来へ引き継ぎたい。」

そんな願いから、「生物多様性古賀戦略」を策定することとなりました。

生物多様性古賀戦略の戦略期間は 15 年間。
令和 15(2033)年にどんな古賀になるのかは、
私たちの想いや行動次第。

この章では、古賀や生きもののことを知り、感じることで、
「生物多様性古賀戦略」の基礎となる考え方を整理していきます。

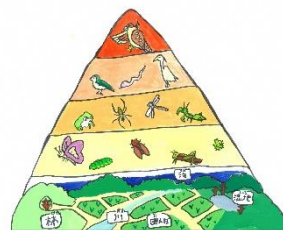
1. 生きものの「つながり」と「にぎわい」

私たちの近くには、いろいろな「生きもの」が暮らしています。

カブトムシのようなこん虫、スズメのような鳥、ウサギなどのほ乳類、メダカなどの魚、タンポポなどの植物……。私たちはたくさんの種類の生きものに囲まれて生活をしています。

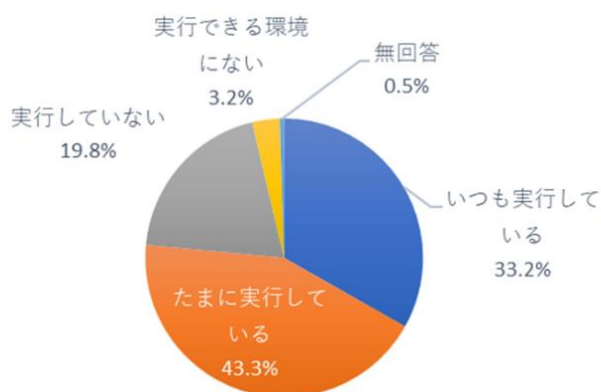
同じ種類の生きものでも個性があって、似たように見えても少しずつ形や色、模様が違います。

また、山や川、海、里など、生きものが暮らしていく、いろんな環境があることで、生きものの種類や個性は豊かになります。



生きものたちは、他の生きものの^{いのち}生命を食べたり、生きもの同士で協力し合ったり、必ず他の生きものとのつながりあいながら暮らしています。そして、自然の中では、たくさんの種類の生きものがにぎわい、それぞれがつながっています。そのつながりは、とてもバランスがとれた状態になっています。こういう状態を「**生物多様性**」と言います。

自然環境や生物多様性を大切にすることを心がけている人の割合は？



【令和6(2024)年度市民アンケート結果より】

地域の自然環境や生物多様性を守っていこうという意識をもつ人が多いようですが、自然や生物多様性を意識する機会を提供しつづけていくことが重要です。



3つの多様性ってなあに？

地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、**生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性**という 3 つのレベルで多様性があるとしています。

生物多様性が豊かであるためには、3 つの多様性が豊かでなければなりません。

(1) 生態系の多様性

生きものには、それぞれの住む場所があります。森林、農地、河川、農業用水路、水辺、ため池、海など、様々な環境と、そこに暮らす生きもの同士のつながりが多様なことをいいます。



森林



農地



海

(2) 種の多様性

こん虫、鳥、ほ乳類、魚、植物など、生きものの種類が多様なことをいいます。「種間の多様性」ともいい、種類の違う生きものたちは、互いに関わりあって生きています。



ニッポンバラタナゴ



マツカサガイ



アブラボテ

ニッポンバラタナゴやアブラボテなど、タナゴの仲間はマツカサガイなどの二枚貝に産卵をします。

(3) 遺伝子の多様性

私たち人間一人ひとりに個性があるように、人間以外の生きものにも個性があります。同じ種類の生きものであっても、形や模様・生態が異なり、個性が多様なことをいいます。「種内の多様性」ともいい、この個性によって環境の変化に対応できる可能性も高まります。



ナミテントウムシ

同じナミテントウムシでも、少しずつ模様が違ってきます。こうした多様な個性により、病気が流行ったときに、その種がいなくなってしまうことを防いでいると言われています。



世界や日本でどんなことが取り組まれてきたの？

世界では…？

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生きものに国境はなく、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではありません。世界全体でこの問題に取り組むため、平成 4(1992)年 5 月に**生物多様性条約**がつけられました。

196 の国と地域が締結している生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議(COP)はおおむね 2 年に 1 回開催されています。平成 22(2010)年に、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)では、平成 23(2011)年以降の世界目標となる新戦略計画「**愛知目標(戦略計画 2011-2020)**」が設定され、各国が具体的な目標に向かって施策を進めています。

2015 年の国連持続可能な開発サミットでは、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(※1)」が採択され、**SDGs(持続可能な開発目標)**が掲げられました。この目標では、私たちの生活と発展の持続性を担保するためには、経済成長・社会的包摂(※2)・環境保護の調和が不可欠であると明記され、気候変動への対策強化や海・陸の保全が目標の大きな柱の 1 つとなっています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための 17 の目標



※1 アジェンダ：「予定表」や「行動計画」という意味。「2030 アジェンダ」には国連が 2030 年までにめざす世界の姿や、実現するためにクリアすべき課題などが示されています。

※2 社会的包摂：年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人々を社会の一員として包み込み、誰もが排除されることなく参加できる社会を構築することを意味します。

日本では…？

日本では、平成 5(1993)年に**生物多様性条約**を締結し、「**生物多様性国家戦略**」の策定、**生物多様性基本法**の制定など、保全のための方針や制度が整えられてきました。平成 24(2012)年には、「**生物多様性国家戦略 2012-2020**」が策定され、**愛知目標**の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示しています。

近年では、生物多様性保全を推進するための法律がいくつか整備されるとともに、その他の様々な法律や指針等においても生物多様性保全への配慮が組み込まれるようになっていきます。例えば、平成 14(2002)年に**自然再生推進法**、平成 16(2004)年に**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**、平成 22(2010)年に**地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律**が制定されています。また、地方公共団体では、地域に応じた、地域らしい取組を進めていくうえで有効なツールの一つである**生物多様性地域戦略**の策定やその実施に向けた取組が進められています。



もっと知りたい！世界を変えるための17の目標「SDGs」

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」には、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年の 15 年間に、国際社会が取り組むべき 17 のゴール（目標）が掲げられています。これは、「先進国も達成に努めるべき世界共通の目標」「私たちの世界をよりよくするためのみんなの目標」です。

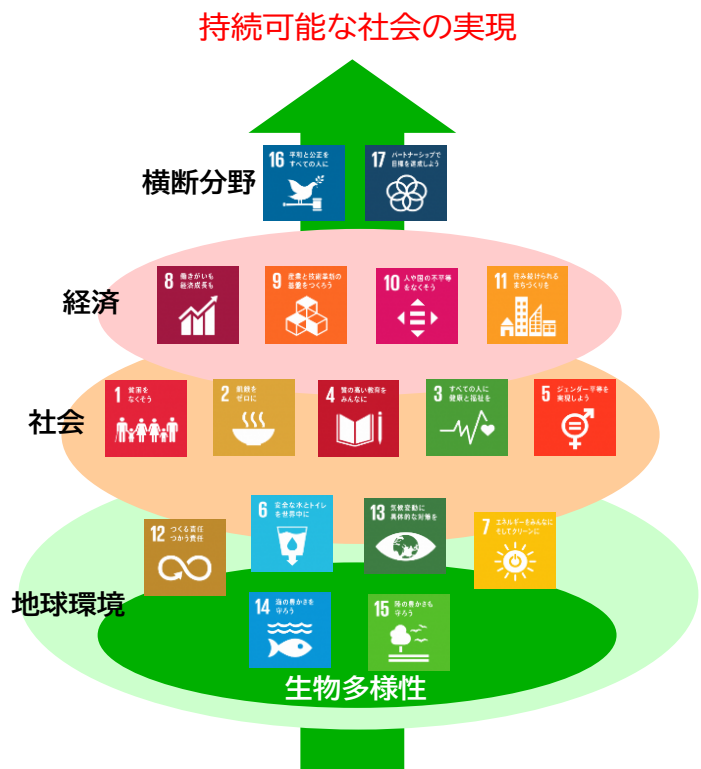


※1 エンパワーメント：社会、組織の構成員ひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけるという意味

※2 レジリエント：弾力的、強靱的、しなやかに立ち直る力という意味

※3 ディーセント・ワーク：生きがいを持って安心して働ける環境づくりという意味

SDGs の 17 のゴールのうち、6（水）、7（エネルギー）、12（持続可能な生産・消費）、13（気候変動）、14（海洋）、15（生態系・森林）などは、持続可能な開発の三側面（経済、社会、環境）の一つである環境と関わりが深く、特に生物多様性に直接的に関連するゴールは 14 と 15 です。また、SDGs のゴールは相互に関連していることから、一見生物多様性と関係しそうでないゴールとも関わりが見られます。



2. 古賀を知ろう

古賀には、犬鳴山系・立花山系など、緑豊かな山々が広がっています。山から樹園地などに利用されてきた丘へ向かい、水田や畑地などの里、まちを過ぎると、西側には白砂青松の美しい海岸線を有する海が広がっています。海に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川は、場所や季節によっていろんな風景を見せてくれます。

季節によって、一緒に見る人によって、見えるものも聞こえるものも変わってきます。どんな生きものがどんな場所で、どんな暮らしをしているのか、そつとのぞいてみませんか。

生きものがにぎわう場所① 古賀海岸



玄海国定公園に指定されている、白砂青松の美しい海岸には、多くの植物、魚、カニ、貝などが暮らしています。

生きものがにぎわう場所② 大根川(下流)



山から里、まちを流れてきた大根川の下流では、川の生きもの、海水と淡水が混じり合う水を好む生きものなど、いろんな生きものに会うことができます。

生きものがにぎわう場所③ 鹿部山



市街地に残る貴重な緑のスペースとして、自然を活かし遊歩道を整備した公園で、多くの市民に親しまれています。

生きものがにぎわう場所④ 里地

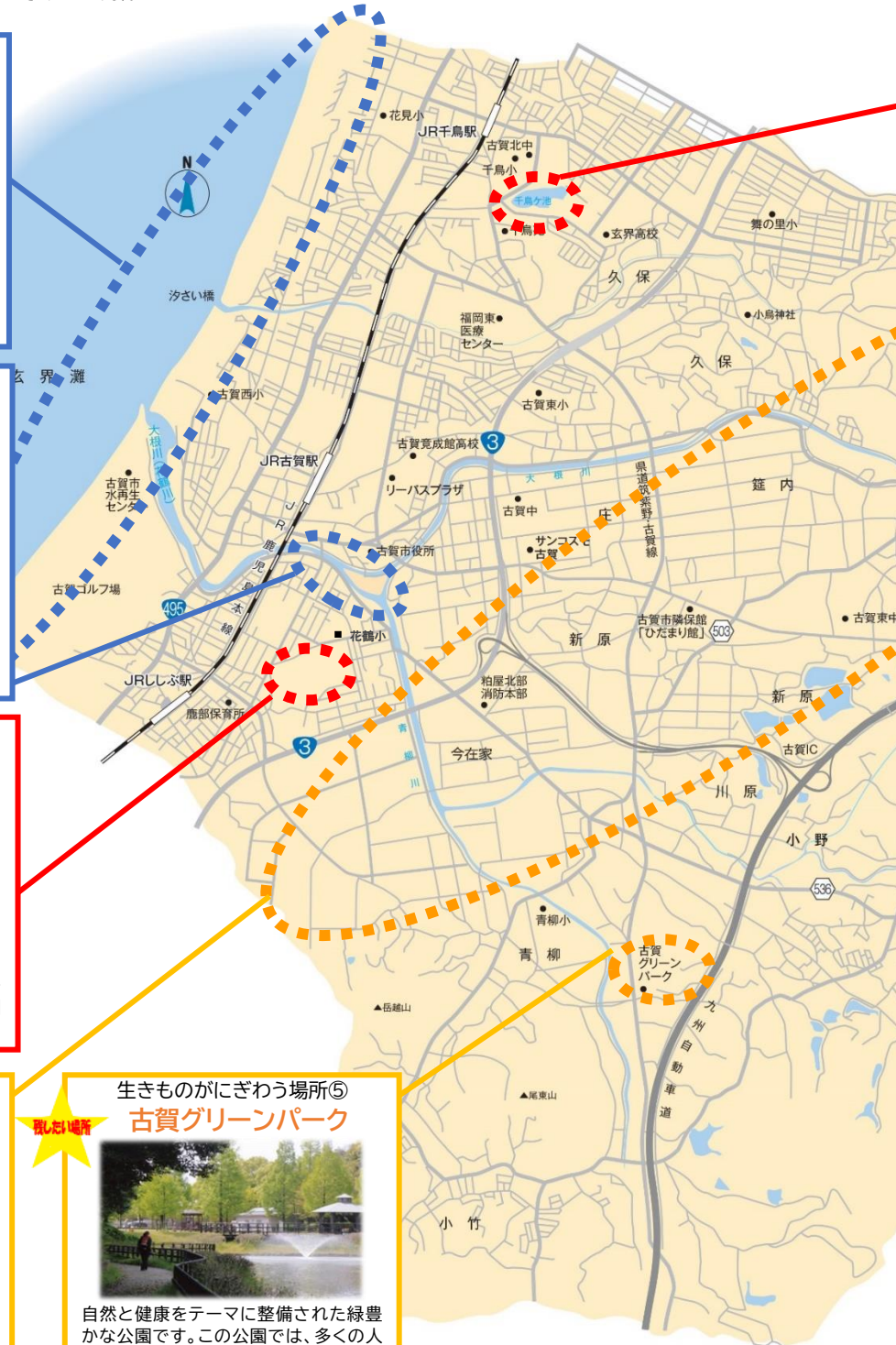


水田や畑地には、鳥・虫・魚など、様々な生きものが暮らしています。季節によって、いろんな生きものと出会うことができます。

生きものがにぎわう場所⑤ 古賀グリーンパーク



自然と健康をテーマに整備された緑豊かな公園です。この公園では、多くの人の参加による植林が行われ、たくさんの生きものと出会う場所となっています。



生きものがにぎわう場所⑥
千鳥ヶ池



千鳥ヶ池の周回散策路、森林遊歩道などがあり、市民のくつろぎの場として親しまれていますが、実は、たくさんの生きものが暮らしています。

生きものがにぎわう場所⑦
大根川(上流)



ホタルの飛び交う季節には神秘的な光景を見ることができます。

生きものがにぎわう場所⑧
西山



古賀の最高峰で、標高645mのこの山は宮若市との市境にあり、犬鳴山系の主峰で、多くの植物や虫が暮らしています。

生きものがにぎわう場所⑨
上米多比



四季折々の花が楽しめる興山園や、めずらしい両生類が暮らす不入谷^{いふりや}などがあり、自然豊かな地域です。

生きものがにぎわう場所⑩
薬王寺水辺公園

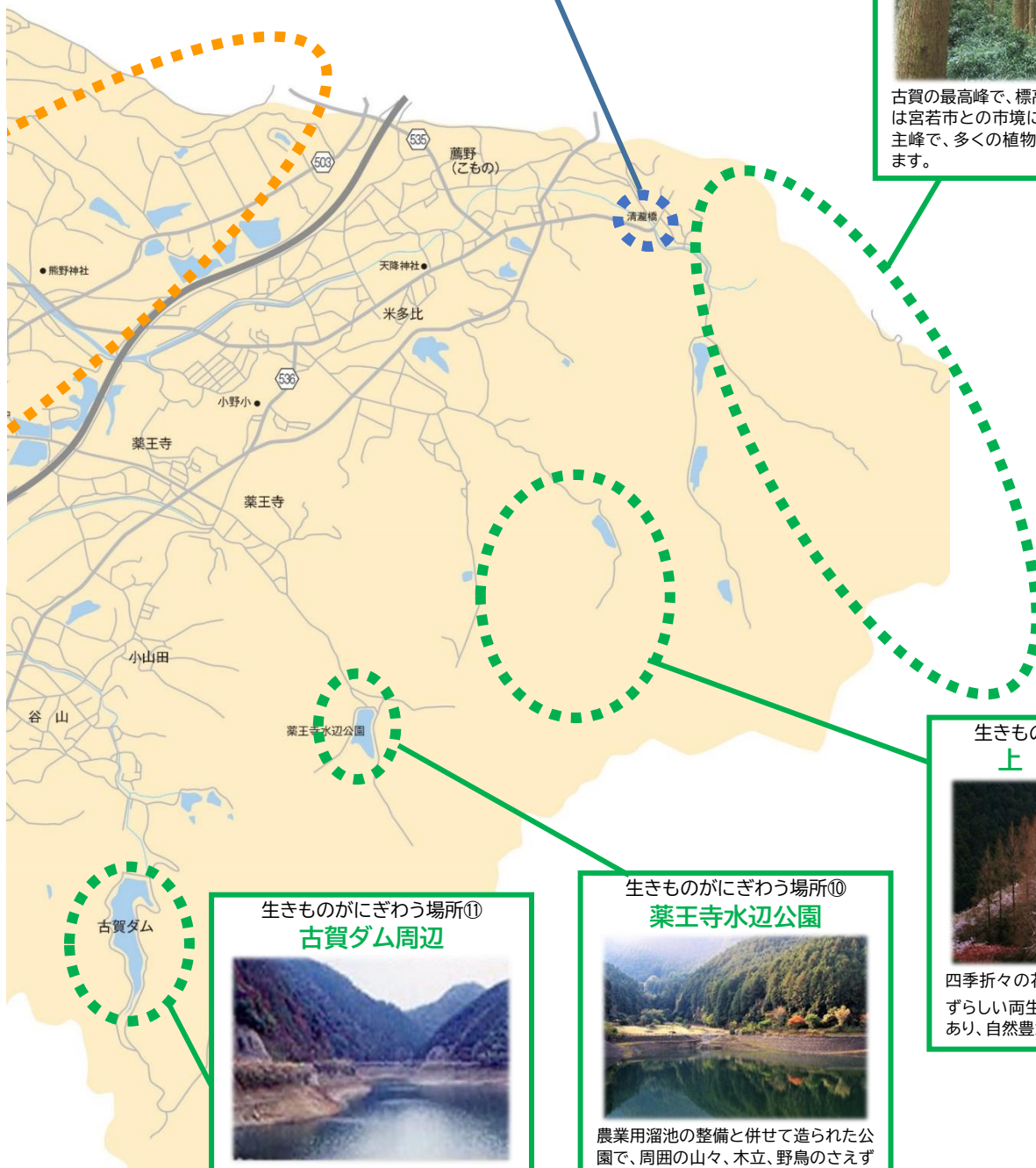


農業用溜池の整備と併せて造られた公園で、周囲の山々、木立、野鳥のさえずりの中で緑と水に親しむことができる公園です。

生きものがにぎわう場所⑪
古賀ダム周辺



古賀ダムの周辺には魚や虫、植物など様々な生きものが暮らしています。



平成 31(2019)年 3 月現在

3. 「生物多様性」に支えられる私たち

私たち人間を含むたくさんの生命の長い歴史の中でつくられてきた「生物多様性」は、私たちの暮らしに欠かすことができません。私たち人間は、この「生物多様性」が生み出す恵みによって豊かに暮らすことができるのです。私たちは、この恵みに感謝をするとともに、自然を畏れ敬い、自然と共に生きる知恵をつちかってきました。そして、この恵みは将来へ引き継いでいかなければなりません。

古賀でも、たくさんの「生物多様性」の恵みを感じることができます。

生きものが生み出す大気と水と土

植物は、生きものたちが生きていくために必要な酸素をつくります。雨が降ると、森林や田畑は雨水を蓄え、栄養を含んだ水は川を流れて海へとつながり、生きものたちを豊かにします。微生物は、地面に落ちた葉や生きものの死骸などを分解し、豊かな土壌を育みます。

このように、多くの生きものの営みによって、生命の基盤は支えられています。



薬王寺水辺公園の水辺



興山園の紅葉

暮らしの基礎

私たちは、豊かに実るお米や野菜、肉や卵や乳製品など、いろいろな生きものの生命をいただいています。毎日の食卓を彩る野菜などの食物はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、多様な生きものが、私たちの衣・食・住を支えています。

また、カワセミのくちばしにヒントを得て設計された 500 系新幹線など、生きものの遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。



筵内の田んぼ



500 系新幹線とカワセミ

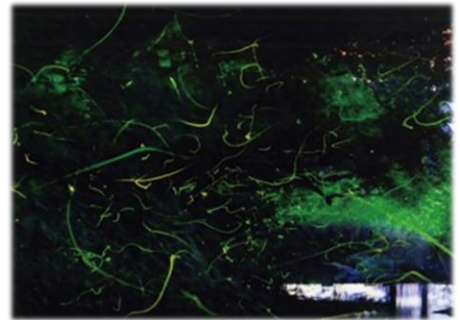
文化の多様性を支える

地域の多様な生態系や生きものは、私たちに精神的な豊かさを与えてくれます。古賀でも見ることのできるホタルはそのひとつです。ホタルが作り出す幻想的な風景は、私たちに精神的な癒しや美しいという感覚を与えてくれます。

このような精神的な豊かさ、自然や生命への敬愛などは、祭り・踊り・郷土料理など、地域の自然に根付いた文化の多様性を支えています。古賀の楽しみのひとつである放生会ほうじょうやは、海の幸、山の幸、五穀豊穡に感謝し、商売繁盛や交通安全を祈願するお祭りです。放生会をはじめ、自然に根付いた文化は地域によって様々で、それが地域の個性となっています。



古賀神社放生会



清滝のホタル

自然に守られる私たちの暮らし

多様な生態系や生きものは私たちの暮らしの安全や安定をもたらしてくれます。

例えば、豊かな森林や田畑では、雨はゆっくりと土の中にしみこんで、地下水として蓄えられます。そして、少しずつ川に流れていくので、大雨が降ってもすぐに川があふれず、日照りが続いても川の水はすぐになくなりません。このように、川の水の量を安定させたり、雨水が森林の土壌を通過することで水質を浄化させたりする機能を「水源涵養機能すいげんかんようきのう」と言います。また、植物は光合成によって大気や気候を調整してくれるほか、地表を覆って土壌の流出を防ぎ、自然災害から私たちを守ってくれます。



興山園から見える山々



古賀の田畑

4. 「生物多様性」の豊かさをおびやかすものは？

私たち人間の暮らしは昔に比べて、とても便利になっています。しかし、その「私たちの便利な暮らし」は、「生物多様性」に大きな影響を与えているのです。そして、「生物多様性」に関する問題は、古賀だけでも日本だけでなく、世界の環境問題となっています。

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

家や工場をつくることなどにより、生きものが暮らす環境が悪化したり、自然が減ってしまったりすることもあります。また、観賞や商業利用のために、生きものの乱獲や過剰な採取がされ、生きものの数が減ってしまうこともあります。

ひとたび失われた生物多様性は、簡単には取り戻すことができません。人と生きものが共に生き、共に育っていくことをめざさなければなりません。



里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下



かつては利用されていた林などが利用されなくなったことで生きものたちのバランスが崩れ、里地里山の生きものが絶滅の危機にさらされています。

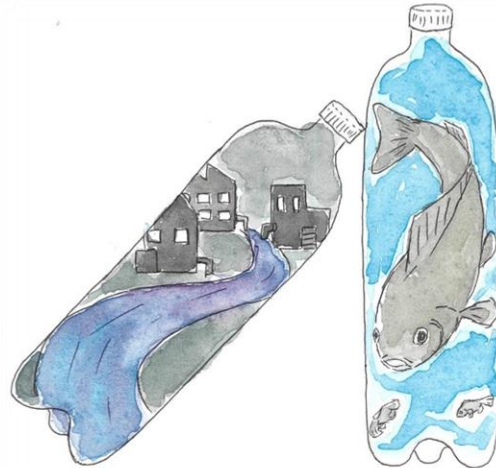
シカやイノシシが増えている原因は様々ですが、原因のひとつに、農林業の担い手の減少や高齢化によって、農地や森林が利用されないまま放置され、シカやイノシシのエサ場や隠れ場となる場所が増えることが挙げられます。また、狩猟者の担い手減少や高齢化によって、狩猟が行われないことで、シカやイノシシなどはさらに増えてしまいます。シカやイノシシなどが増えることで、他の生きものたちへも大きな影響を与え、農林業へも被害を与えることもあります。

外来種や化学物質などの持ち込みによる生態系のかく乱

食べるためや、ペットとして飼うために日本に連れてこられた外来種には、逃げたり、野外に放されたりして数が増え、生きものたちに悪い影響を与えるものがあります。在来種を食べてしまったり、在来種の暮らす場所を奪ったり、遺伝的に入り混じったりしてしまいます。

また、人間が使用した化学物質の中には生きものへの毒性をもつものがあり、それらが生きものたちに影響を与えています。

近年、5 mm以下の微細なプラスチックごみ(マイクロプラスチック)に含まれたり、吸着したりしている化学物質は世界的にも大きな問題となっています。



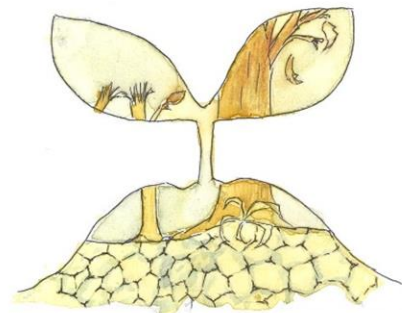
地球環境の変化による危機



地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。

地球温暖化などにより、気温が上がり続けると、大雨や海面・海面温度が上昇するなど、生きものが暮らす環境は大きく変わってきます。

また、植物が決まった季節に芽を出す、冬眠している動物が春に目を覚ますなど、温度の影響を受けている生きものにも、気温の上昇は影響を与えています。





生態系の中でのキノコの役割や重要性

自然界でキノコは**分解者**の役割を演じています。生産者の植物が作った有機物を消費者の動物が利用して、それらの廃棄物をキノコが無機物に分解して物質循環が成立します。従って、生態系の保全にはキノコはなくてはならない存在なのです。

森林では落ち葉や枯れ枝をきれいに分解して土に戻す働きがあり、「**森の掃除屋さん**」と呼ばれています。樹木と共生しているキノコは、環境保全に大きく貢献しています。すなわち、細根にまわりついて一緒に暮らしているキノコのおかげで、木々が丈夫に育ちます。普段は土の中での出来事なので、あまり目立ちませんが、まさに縁の下の力持ちです。健全できれいな松林には美味しいショウロが発生します。

1000 度以下で燃焼した際に生じるダイオキシンなどの難分解性の有害物質も、キノコが分解してくれます。また、土壌中の残留農薬などもキノコの分解できれいになります。

古賀でみられる珍しいキノコたち



キヌガサタケ



キタマゴタケ



ツクツクボウシタケ



ショウロ

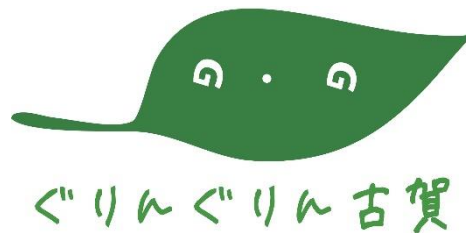


環のまちをめざして・・・「ぐりんぐりん古賀」

私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、活力ある今日の社会を築いてきました。しかしながら、現代社会の例に漏れず、生活の便利さ、物質的豊かさといひかえに、将来の世代に引き継ぐべき環境が脅かされるという大きな課題を背負うことになりました。

「ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)」は、「人と自然が共生し、持続的に発展することができるような地域」＝「環のまち」の実現のため、多様な主体(市民・ボランティア団体・事業者・行政など)が、集い・活動する、開かれた共働ネットワークとして、平成 24(2012)年 3 月に設立されました。

市民に親しまれ、活動が広がってほしいという願いが込められたぐりんぐりん古賀という名称には、環境を象徴する「グリーン」、循環を表す「ぐりん」が重ねられています。



ぐりんぐりん古賀には、令和 7(2025)年現在「生物調査と保全活動グループ」「大根川クリーンネット」「舞の里ビオトープ倶楽部」「環境教育グループ」等の 9 つの実施団体・グループがあり、様々な活動をしています。環境活動はこんなにも身近なことなのかと実感できる活動を、様々な人たちとともに進めています。



古賀の生きもの調査



らく得！雑がみ分別出前講座



舞の里小学校ビオトープ保全



森と遊ぼう



まつり古賀への出展



ぐりんぐりんフェスタ

未来に残すべき地域の豊かな環境を保全・創造していく志に賛同する個人・団体は、いつでもだれでもぐりんぐりん古賀に参加できます。互いに連携・協力して未来に残すべき古賀の環境を守りましょう！

詳しくはこちらをご覧ください



(ぐりんぐりん古賀のホームページ) URL : <https://gkgkoga.org/>



古賀には自然や生きものを守るための活動がたくさん！

古賀の豊かな自然や生きものを守り、取り戻していくために、古賀ではどんなことに取り組んでいる人たちがいるのでしょうか。学校や地域などで取り組まれている活動を少しだけ紹介します。

ホタルを守る活動



「ぐりんぐりん古賀環境教育グループ」は、小野小学校の子どもたちと一緒にホタルのことを学び、守っていく活動をしています。

千鳥ヶ池の生物多様性保全活動



「ぐりんぐりん古賀(生物調査と保全グループ)」では、生き物の多様性を護る為に、外来種の防除活動をしています。

ツクシオオガヤツリを守る活動



「ぐりんぐりん古賀」では、ツクシオオガヤツリを守る活動をしています。また、千鳥小学校の子どもたちもツクシオオガヤツリが生育する池の観察などを通じて、古賀の自然について学んでいます。

川を守る活動



「ぐりんぐりん古賀(大根川クリーンネットが担当)」では、上流から下流まで、いろいろな生きものが暮らしている川を守っていくために年2回の一斉清掃をしています。

松原を守る活動



美しい松原を守っていくため、「西っ子憩いの松原」や「松原ネット花見」、「中川区防風林を守る会」は、古賀西小学校や古賀北中学校など地元の子どもたちと一緒に清掃活動をしています。

緑を守る活動



公園内のクズ（葛）を取り除き、その一部を活用してリースの土台を作り、草花で飾りつけるリース作りのワークショップをしています。普段あまり植物に触れる機会のない方々に、植物の魅力や美しさを知っていただきたいという思いが込められています。



校歌の中には昔から親しまれている古賀の自然がいっぱい!?

小学校の校歌には、それぞれの校区で親しまれている古賀の自然、身近な自然がたくさん描かれています。私たちは、子どもの頃から地域の人たちが昔から親しんできた自然を、校歌を通じて感じる事ができているのではないのでしょうか。

【市内全小学校の校歌(抜粋)】

青柳小学校



朝日に映えて光りたつ
 岳越山の青雲を…
 恵みゆたかな野をめぐる
 青柳川とひとすじに…
 玄海はるか雲晴れて
 平和の虹の呼ぶところ…

小野小学校



野幸山幸豊かなる
 小野に生い立つ楽しさよ…
 村を流れる清滝の
 水より清い心持て…

古賀東小学校



青雲なびく犬鳴の山なみ
 そめてのぼる陽を…
 文化の幸を日に伸ばす
 花鶴の川とたゆみなく…
 松かぜ清いこの窓に…
 玄海はるか虹かけて
 かもめの家もよぶところ…

古賀西小学校



犬鳴はるか陽に映えて
 沸き立つ雲よ山脈よ…
 みどりの風に光たつ
 花鶴の川よ松原よ…
 かもめ歌う虹しぶき
 かがやく波よ玄海よ…

花鶴小学校



舞い立つ鶴に花小の…
 やまなみ匂うふるさとの
 みのりは広く町広く…
 鹿部の山の森かげに
 流れは清く水清く…

千鳥小学校



千鳥ヶ池に影うつる
 丘の緑よ咲く庭よ
 潮風かよう 窓開けて…
 海原晴れてさわやかに…
 浜山渡る松の音…
 山なみはるかわく雲に…

花見小学校



あけぼのの空かすみはれ…
 風かおる空あおくすみ…
 汐鳴りひびき海ひろく…

舞の里小学校



遠いかなたに山あおぎ…
 はるか玄海潮騒の
 ひびきはつよくあふれて風に
 くろがねもちの
 こずえをこえる…

Ⅲ. 古賀の将来像を描く

みんなで生きものや自然を豊かにしていくためには、
どのような将来を描き、何をしていけばいいのでしょうか。

「将来、こんな古賀になっていてほしいな。」

「こんな古賀をめざすんだ。」

「Ⅱ. 古賀を知る・感じる・考える」をもとに、
いろんな人たちと古賀の将来像を考えました。

「人と生きものは共に生きていなくては。」

「生きものを守るだけではなく、人も生きものもまちも一緒に育っていかなければ。」

「豊かな自然はそのまま、大人になって帰ってきても『懐かしい』と思えるふるさとであってほしい。」

「自然の恵みに感謝し、大切に、そして将来へ引き継ぎたい。」

「様々な『環^わ』が、古賀の自然を豊かにしていく。」

たくさんの人の言葉や想いがつまった古賀の将来像。
みんなが古賀の将来像へ向かって行動していけるよう、
みんなでめざしていく古賀の将来像を共有しましょう。

1. 古賀の将来像

たくさんの生きものが暮らす環境を守っていくことはもちろん大切です。ただ、生きものの住める環境を守っていただけではなく、古賀が元気になりながら、私たち人間と生きものや自然とが共生し、生きものを支え、生きものに支えられるような社会をめざしていかなければなりません。

「私たちを支えてくれている自然の恵みに感謝し、大切にしながら、いつまでも活かし続けることができるように、生物多様性を保全していく。そして、恵みを生み出す生物多様性に配慮しながら、人と自然が共に生き、共に育っていくまち」をイメージし、この生物多様性古賀戦略では「古賀の将来像」を、次のように掲げて様々な取組を進めていきます。

《古賀の将来像》

自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち
 ～つなげたい！古賀の^{いのち}生命 伝えたい！共に生きる力～



2. 戦略の期間と対象区域

この戦略でめざす将来像は令和 15(2033)年の古賀の姿です。令和 15(2033)年までの 15 年間を戦略期間とし、古賀市全域を対象に、「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」の実現に向けて取り組んでいきます。また、古賀市域だけでは解決できない生物多様性に関する取組については、周辺自治体等との連携を図っていきます。

計画の名称	2019年	2022年	2024年	2026年	2031年	2033年
生物多様性古賀戦略	計画期間（15年）					
《関連する計画》				中間見直し		
第5次古賀市総合振興計画	前計画	計画期間（10年）				次期計画
第3次古賀市環境基本計画	前計画		計画期間（10年）			

3. 「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」を実現するために

「生物多様性」の理想像である「生きものがバランスよく安定し、それが持続可能となる」社会の実現を考えると、とても長い時間が必要で、戦略期間の 15 年間という期間は短く感じるかもしれません。

しかし、15 年後は今の高校生たちが大人になり、地域社会を担っていく年齢になる頃。きっと、私たちが暮らす古賀も今は変化しているのではないのでしょうか。

「そのころ、確実に次世代にバトンタッチし、そのときにイメージする『古賀の将来像』をめざしてほしい。また、そのバトンは、さらに次の世代へつないでもらいたい。」

そんな願いを込めながら、バトンを確実につないでいくため、私たちは責任を持って、次の^{アクション}Actionを起こします。

Action1. 生物多様性を知る

古賀に関わるいろんな人が生物多様性について知り、考えていくことができるように、生物多様性の大切さやもろさなどを伝えていきます。

Action2. 生物多様性を守る

多様な生きものが住みやすい環境を守っていきます。

Action3. 生物多様性を活かす

生物多様性から受ける恵みをいつまでも活かしていきます。

Action4. 環を広げる

人と人、人と地域などの環を広げ、生きものと自然、人と自然の環へ発展させていきます。



高校生の想いを…「未来のうみ・まち・さと・やま」放課後ワークショップ

私たちは将来の世代のために、暮らしを支えてくれる生きものたち、生きものたちが暮らす自然を守り、持続的に利用していく責任があります。

その責任を果たしていくために何ができるのか、どんな古賀になってほしいかを、福岡県公立古賀竟成館高等学校の生徒たちが、全4回の「未来のうみ・まち・さと・やま」放課後ワークショップ（平成29(2017)年11月～平成30(2018)年2月）を通じて学び、考えてくれました。



第1回

古賀の生物多様性について学び、
人と生物多様の関わりについて考えました。

第2回

古賀にどんな生きものがいるのか、
その生きものの暮らす場所はどんなところなのか
を視察に行きました。

第3回

生物多様性を保全していくために、
どんな古賀になってほしいかを考えました。

第4回

第3回で考えた古賀をめざすためには、
みんなで何ができるのかを考えました。

生徒たちが学んだこと、考えたことは、「ぐりんぐりんフェスタ」のひとつの企画として開催された「未来のうみ・まち・さと・やま」ワークショップ（平成30(2018)年3月）で発表を行い、ワークショップの参加者全員で古賀の生きものや自然、どんな古賀になってほしいかについて意見を出し合いました。



高校生が描く「古賀の将来像」

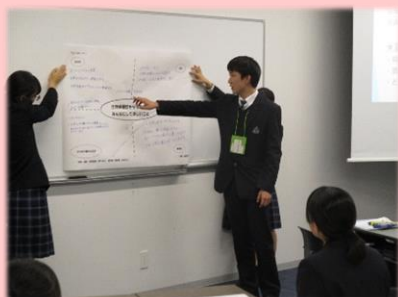
ナチュラル シティ コガ
Natural City Koga ～豊かな自然と共に育つ町～

【私たちの想い】

- 生きものが住みやすい環境にする
- 人だけでなく豊かな自然と生きられるようにする
- 町を発展させながらも貴重な生きものの多様性を守る



変わらない町が待っている ウィズ バラタナゴ



【私たちの想い】

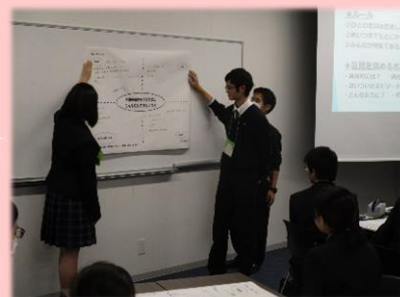
- 昔住んでいた人が戻ってきたときに変わっていないと思えるようなまち
- 古賀市に生息する生物について多くの人に知ってもらい、生物がすみやすいまち

共存～自然と人間～「自然と遊び 自然と過ごし 自然と生きていく」

【私たちの想い】

- どんな生物でも生活しやすい市
- きれいな自然と人間社会がつりあっている市
- 自然との調和がとれている市
- 自然で遊びたい

【キーワード】自然・市・共存



高校生が描く「古賀の将来像」



- 一人ひとりが自分たちの生活様式を見直し、改善する
 - SNS で情報を共有する
 - 外来種を捕まえたら市役所へ持っていき-見つけた生物によって特典（古賀で使えるクーポンなど）があったらいいな
 - 外来種を食材にしてしまうレシピを作る
 - ポイ捨てしないようにする-3R を意識する
 - 町を開発するときに、建物の建材などを生物が住みやすく、悪影響が出ないものを使うようにする
- など



みんなで話すと発見がいっぱい！

ワークショップ「みんなで話す 生物多様性古賀戦略」

生物多様性古賀戦略を策定し、生物多様性保全の取組を推進していくうえでは、様々な立場のたくさんの人たちの協力が不可欠です。

そこで、生物多様性古賀戦略の策定にあたっては、開かれた協働ネットワーク「ぐりんぐりん古賀」（24 ページ）のみなさんと、ワークショップ「みんなで話す 生物多様性古賀戦略」（平成 31(2019)年 1 月）を開催しました。このワークショップでは、みんなで投票をした「古賀の将来像」、生物多様性古賀戦略案について意見を出し合いました。



行政が考える生物多様性古賀戦略案の「ここはいいね！」「ここは直した方がいいかな？」「こんなこともできるんじゃないの？」など、参加者同士で話し合いながら、様々なご意見をいただくことができました。

古賀の豊かな環境を未来へ引き継いでいきたいと、様々な立場で活動をされているからこそ気づけること、感じること、考えることがたくさんあります。様々な立場の人たちが環を広げ、話し合って連携・協力することで新しい発見がたくさんあるのです。



このワークショップを通じていただいた、たくさんの想いを大切にしながら、「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」をめざすための取組を、様々な人たちとの環をひろげながら、そして新しい発見に出会いながら推進していきます。

IV. 将来像を実現するための取組

「Ⅲ. 古賀の将来像を描く」では、
「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」
をめざして、みんなで 4 つの Action を起こしていくことを決意しました。

令和 15(2033)年までの 15 年間で、
古賀の将来像を実現していくためには、
どのような取組が必要なのでしょう。

「どんなことに取り組んでいくのかな。」
「自分たちにはどんなことができるのかな。」
「こんなことにも取り組んでみたいな。」

この章では、古賀の将来像に向かって、
いろんな人が、いろんな立場から考え、行動していくことができるように、
そして、その想いや行動が広がっていくように、
4 つの Action の内容を深めていきます。

Action	方針	具体的な取組	ページ
Action1. 生物多様性を 知る	(1)調査分析・情報提供	古賀に生息・生育する生きものの把握	36
		生きものに関する情報を共有する仕組みづくり	36
	(2)自然や生きものとふれあう場の充実	森林レクリエーションの場づくり	37
		農とふれあう場づくり	37
		食を通じた自然の大切さの理解促進	37
		生きものとふれあう水辺の充実	37
		生きものとふれあう公園の充実	37
		生きものとふれあうビオトープの充実	37
	(3)環境教育・学習の推進	生物多様性に関する普及啓発	38
		生物多様性に関する講座や体験学習の推進	38
		学校における環境教育の推進	38
		古賀の生きもの紹介	38
Action2. 生物多様性を 守る	(1)重要地域と希少生物の保護・保全	重要地域の保護・保全	39
		希少生物の保護・保全	39
	(2)山から海までのつながりを意識した 生態系の保全・再生	森林の保全・再生	39
		農地の保全・再生	39
		ため池の保全・再生	40
		河川の保全・再生	40
		海岸の保全・再生	40
	(3)外来種への対策と野生鳥獣による 被害の防止	外来種に関する情報収集と対策の検討	41
		侵略的外来種・特定外来生物への対策	41
		外来種に関する知識の普及啓発	41
		野生鳥獣被害への対策	41
		野生鳥獣被害防止のための啓発	41
	(4)環境に配慮した行動の推進	生物多様性に配慮した行動の啓発	44
		環境に配慮した商品の普及啓発	44
		公共施設での取組の PR を通じた地球温暖化対策の推進	44
		ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止	44
		環境にやさしい事業者・事業活動の促進	44
	(5)自然と調和する伝統的な 文化や知恵の継承	生物多様性に支えられる文化の継承	45
		生物多様性に支えられる食の継承	45
Action3. 生物多様性を 活かす	(1)自然を活かした暮らしの推進	地産地消の推進	48
		県産木材の活用	48
		自然エネルギーの普及	48
	(2)魅力ある地域づくりへの活用	豊かな自然を活かした観光の振興	49
		生物多様性の恵みを活かした特産品づくり	49
		歩いてん道の普及・活用	49
Action4. 環を広げる	(1)活動主体の支援	多様な主体による保全活動や美化活動の支援	51
		NPO などの団体からの提案による保全活動事業の実施	51
	(2)連携の仕組みづくり	多様な主体の情報交換・活動発表の場づくり	51
		多様な主体が連携する事業の促進	51
		人材活用の機会づくり	51

生物多様性古賀戦略とSDGsの関係

SDGsは「私たちの世界をよりよくするためのみんなの目標」です。生物多様性古賀戦略とSDGsの17のゴールとの関係性がわかるように、方針ごとに関連するゴールを記載しています。

方針	SDGs	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
調査分析・情報提供																		
自然や生きものとふれあう場の充実																		
環境教育・学習の推進																		
重要地域と希少生物の保護・保全																		
山から海までのつながりを意識した生態系の保全・再生																		
外来種への対策と野生鳥獣による被害の防止																		
環境に配慮した行動の推進																		
自然と調和する伝統的な文化や知恵の継承																		
自然を活かした暮らしの推進																		
魅力ある地域づくりへの活用																		
活動主体の支援																		
連携の仕組みづくり																		

Action1. 生物多様性を知る

生物多様性の保全を進めていくためには、生物多様性の現状や重要性について、理解することが欠かせません。まずは、古賀の生物多様性に関する取組の基礎となる情報を収集・共有するための取組を進めていきます。また、生物多様性に対する理解を古賀の中で浸透させていくことに重点を置いた取組も進めていきます。

現状の課題・今後の方向性

平成 16(2004)年度以降、市内全域における自然環境調査は実施に至っておらず、市内の自然環境を十分に把握できていないことが課題となっています。経年による生態系の変化の把握について、今後は検討を進める必要があります。

また、今後も市民・事業者など多様な主体と連携して市民参加型の調査を継続し、本市の自然環境の現状や将来を多くの方に学び、考えてもらう取組を進めていきます。

(1)調査分析・情報提供

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基礎的な情報を収集し、情報の共有化に向けた取組を進めていきます。

古賀に生息・生育する生きものの把握

調査箇所を設定し、ぐりんぐりん古賀等が実施する市民参加型の調査や、市内小学校の環境学習との連携により、継続的な調査を行っています。

生きものに関する情報を共有する仕組みづくり

市民参加型生きもの調査の結果など、古賀の生きものに関する情報を共有していくため、Web サイトや市内小・中学校への配布等による情報発信を強化していきます。



生きもの観察会を実施しています！

きれいな空気や水をはじめ、豊かな自然に恵まれている古賀には、たくさんの生きものが住んでいます。「身近な生きものを探しながら、自然の大切さをもう一度見つめ直してほしい。」という思いから、ぐりんぐりん古賀では「**古賀の生きものしらべ**」が始まりました。この活動では、古賀の生きものの状況を把握するため、専門家やぐりんぐりん古賀会員による生きもの調査や小学生を対象とした生きもの観察会などが実施され、毎年調査の結果をまとめています。



夏の生きもの観察会



昆虫教室で見つけたアサギマダラの幼虫



令和 6（2024）年古賀の生きもの調査報告

ぐりんぐりん古賀では、千鳥ヶ池や大根川を中心に古賀市内で生きもの観察会を毎年開催しています。

開催については、ぐりんぐりん古賀ホームページや古賀市公式 LINE などでお知らせしています。古賀市の生きものや自然に興味のある方は参加してみませんか？

詳しくはこちらをご覧ください



URL : <https://ggkoga.org/> (ぐりんぐりん古賀のホームページ)

(2) 自然や生きものとふれあう場の充実

身近な公園や森林、水辺などを活用して、ふるさと古賀への愛着、自然や生命への関心を深めていくとともに、将来の人材育成と継続的な保全活動へつなげていきます。

🍃 森林レクリエーションの場づくり

水源の涵養(※)、土砂の流出の防備など、多面的機能を持つ森林を保全するとともに、市民が散策や自然観察等が楽しめる身近な森林レクリエーションの場としても整備を行っていきます。

🍃 農とふれあう場づくり

市民農園の開設支援や市認定農業者協議会などが行っている消費者交流事業(農作業体験)を通じて、市民が農業とふれあう機会をつくることにより農業に対する理解促進に努めています。

🍃 食を通じた自然の大切さの理解促進

多様な主体と連携した講座や農業体験活動などを通じて、生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える生物多様性や農業について学ぶ機会をつくっていきます。

🍃 生きものとふれあう水辺の充実

生きものの生息に配慮した改修や安全な川遊びや体験学習などができる水辺として維持管理を行い、多様な主体と連携して環境教育の場として活用していきます。

🍃 生きものとふれあう公園の充実

市街地の生物多様性を高める上で重要な役割を担う場となるよう、自然にふれあうことができ、生きものが生育・生息する公園となるよう配慮した維持管理をめざします。また、多様な主体と連携して環境教育の場として活用していきます。

🍃 生きものとふれあうビオトープの充実

周辺の生態系と調和し、多様性に富んだ生きものが生息する空間(ビオトープ)を整備することで、たくさんの人が憩い、身近な自然として親しむことができるようにするとともに、環境教育や地域の環境保全の場として活用されるよう取り組んでいます。

※涵養：自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。森林の水源涵養機能とは水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化といった機能のことで、雨水の川への流出量の安定化や、おいしい水を作り出すといった働きがあります。



ビオトープってなあに？

いろいろな野生の生きものたちがお互いに関係を持って暮らしていける生態系を復元するなど、本来その地域に暮らす生きものが生息できるようにした空間を**ビオトープ**と言います。

草地、川、林、森など、様々な種類の**ビオトープ**には、それぞれの**ビオトープ**に合った生きものが多く暮らしており、環境教育の場としても活用されています。

舞の里小学校ビオトープ



舞の里小学校では毎年 5 年生が中心となってビオトープの保全活動を行っています。令和 6 (2024) 年度には専門家や地域の大人と一緒に「ビオトープサミット」を開き、子どもたちの意見をもとに観察台や橋のリニューアルを行いました。こうした継続的な活動が評価され、全日本学校関係緑化コンクールで賞を受賞しました。

(3)環境教育・学習の推進

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が常識となり、行動に反映されるよう、環境教育や体験学習、普及啓発等の取組を進めていきます。また、人と動物の健康と環境の健全性を一体として考える「ワンヘルス」の取組を推進していくため、ワンヘルスに関する学校教育について資料提供や講座の開催等の支援を行っていきます。

🍃 生物多様性に関する普及啓発

生物多様性を保全していくことの大切さを理解している人が増えるよう、ホームページやパンフレットなどを活用して、古賀の生物多様性やその恵みに関する情報を発信していきます。また、古賀の生物多様性や自然環境の魅力について、多くの人に楽しみながら知ってもらえるよう、イベント等を通じた普及啓発を行っていきます。

🍃 生物多様性に関する講座や体験学習の推進

生きものや自然を身近に感じ、その大切さを理解してもらうため、生きものや自然環境をテーマとした講座や体験型学習を実施していきます。特に、子どもを対象とした体験学習では、古賀への愛着と誇りを持ち、自然や生命への関心を深めていけるよう内容を充実させ、将来の人材育成につなげていきます。

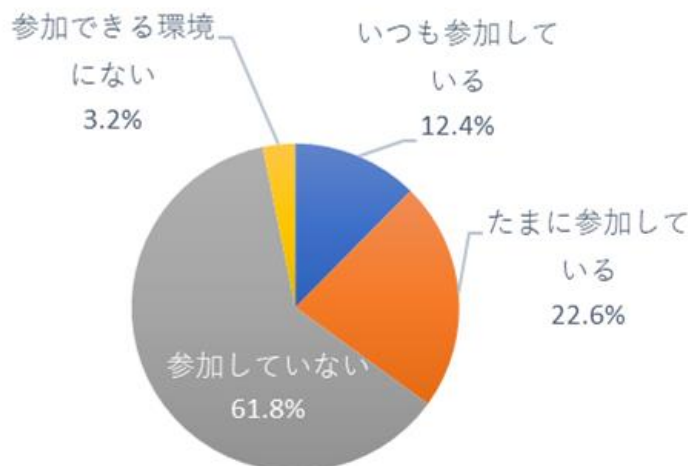
🍃 学校における環境教育の推進

小中学校で、地域の自然・文化の素晴らしさや先人の知恵についての授業、体験学習等に本計画等の活用を促し、地域の自然・文化と生物多様性と人のかかわりを学ぶことができるようにするとともに、地域に対する愛着と誇りを育てていきます。

🍃 古賀の生きもの紹介

古賀に生息・生育する生きものを身近に感じ、生物多様性について考えるきっかけとなるよう、イベント等で古賀の生きものの紹介を行っていきます。

環境保全活動に参加したことある？



環境保全活動には河川や海等の環境美化（清掃）活動、環境講座への参加、環境保護団体への登録や寄付、動植物の生息場の整備や調査、外来種対策など内容は多岐にわたりますが、参加していないという人が多いようです。

【令和6(2024)年度市民アンケート結果より】

Action2. 生物多様性を守る

地球上の生命は、約 40 億年にわたる歴史を経て、現在の多様性が育まれてきています。その生命や人為的影響を受けていないままの自然は、非常に貴重で、保存に努めていく必要があります。一方、すでに人為的な影響を受けている地域については、人間活動の影響がより良い方向に働くように誘導していくことが必要です。このような考え方のもと、これまでの歴史や様々な条件を考慮しながら、人と生きものが共存、共栄しつつ、多様な生きものが生息・生育できる環境を保全・再生していきます。

さらに、生物多様性に大きな影響を与える地球温暖化など、地球規模の環境問題を引き起こしていると考えられる人間活動による環境負荷の低減を図っていきます。

現状の課題・今後の方向性

令和 6（2024）年度市民アンケートによると、約 60%の人が環境保全活動に参加していないと回答しています。このことから、環境保全活動に参加している層が固定化している可能性が考えられます。今後は、より幅広い市民が積極的に保護・保全活動に参加できるよう、周知・啓発の工夫が必要です。

また、重要地域の保護・保全における維持管理にあたって、近年提唱されているグリーンインフラの考え方を取り入れながら生物多様性を損なわない維持管理の方法と、人工構造物によるインフラ（グレーインフラ）との適切な組み合わせについて検討し、ネイチャーポジティブの実現をめざしていきます。

(1)重要地域と希少生物の保護・保全

生物多様性の保全上重要な地域や希少生物を保全していくことで、豊かな生態系の保全を図ります。

重要地域の保護・保全

千鳥ヶ池や鹿部山、薬王寺水辺公園など、生物多様性の保全上重要な地域については、市民参加型生きもの調査等を通じて、現状を把握するとともに、多様な主体と連携して保護・保全していきます。

希少生物の保護・保全

古賀に生息・生育する生きものが、将来にわたって生息・生育し続けていけるよう、ツクシオオガヤツリ、ニッポンバラタナゴなど、絶滅の危機に瀕している生きものについての情報を把握し、多様な主体と連携して保護・保全していきます。

(2)山から海までのつながりを意識した生態系の保全・再生

市街地を包むように広がる森林や海岸、松林、農地、河川などの多様な自然環境は、市民だけでなく、あらゆる人にとって貴重な資源です。また、災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止、生き物を育む生息環境となるなど、潜在的・多面的な機能も有しています。そのため、人と自然が共生した個性ある豊かな自然を守り育てます。

森林の保全・再生

水源の涵養^{かんよう}、土砂の流出の防備など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、植栽、保育、間伐等^{かんばつ}の森林整備を促進するとともに、竹林対策について研究するなど、グリーンインフラの考え方を取り入れながら森林の保全・再生に努めていきます。

農地の保全・再生

農地は、農作物を人間にもたらすとともに、生きものの生息・生育環境としても重要であり、まちの気象の緩和や防災機能など、私たちの暮らしを支えています。国の制度である「地域計画」に基づき認定農業者など農業の担い手への農地の集積を図るとともに、農業委員会など農業関係機関と連携した耕作放棄地解消に向けた取組を行うなどし、グリーンインフラの考え方を取り入れながら農地を保全・再生していきます。

🌿 ため池の保全・再生

環境省は「古賀市および福津市のため池群」を「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として選定しています。雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止などの役割を持つため池を、グリーンインフラの考え方を取り入れながら多様な主体と連携して保全していきます。

🌿 河川の保全・再生

多様な生きものが生息する重要な河川は、外来種等の放流により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないよう、保全対策を実施するとともに、多様な主体と連携した清掃活動を実施していきます。

🌿 海岸の保全・再生

生きものの産卵・育成機能や水質の浄化機能などを有し、市民のレクリエーションの場として利用されるなど、多様な価値を持つ海岸は、多様な主体と連携した清掃活動を行っています。また、防風林などの役割を持つ松林は、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、松くい虫防除のための農薬散布や、多様な主体と連携した松葉かきなどの保全活動を行っています。

生態系ネットワークとは

生態系ネットワークとは、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核として、それらを有機的につなぐ取組のことです。

生態系ネットワークの基本的な考え方は、生物の生息・生育地を「コアエリア」、その地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域を「バッファゾーン」として保全・再生すると同時に、これらを帯状や飛び石状に連なる自然空間である「コリドー（回廊・通り道）」によってつなぐことによって、生物が移動できるようにするものです。

野生動物は、採餌場や繁殖地、成育場、休息場など、成長段階や季節に応じて、適切な環境を選び移動して生活しています。例えば、ニホンアカガエルは水田などの止水域に産卵しオタマジャクシになりますが、上陸した後は平地や丘陵地の水田の周囲、森林の周囲などで生活します。ヘラシギという小型の水鳥は、ロシア北東部で繁殖し、秋になると日本を経由してはるか東南アジアまで移動して越冬します。また、一見動かないように思われる植物も、花粉を飛ばしたり種子を分散させるなどの移動を行うことで、次の世代に命をつないでいます。

しかし、土地利用の変化や開発などによって、生態系の孤立やネットワークの分断が各地で生じています。開発と自然環境保全の調和を図りながら、緑地や水辺などの適切な配置によって生態系ネットワークを形成することが重要です。具体的な取組の例としては、開発に際して森林の伐採・分断を極力避ける、堰などによる河川の分断を解消する、森林－水田－水路－河川間の分断を解消する、干潟やため池などの環境保全を通して渡り鳥の休息・採餌場所を確保する、海域や沿岸域の環境保全を通してアカウミガメなどの回遊性の海洋生物の生息環境を確保する、などが挙げられます。



生態系ネットワーク形成のイメージ図

出典：「川からはじまる川から広がる魅力ある地域づくり
-河川を基軸とした生態系ネットワークの形成-」
(国土交通省)

(3) 外来種への対策と野生鳥獣による被害の防止

生態系への悪影響をもたらす侵略的外来種への対策を進めるとともに、野生鳥獣被害を軽減する取組を進めていきます。

外来種に関する情報収集と対策の検討

市民参加型生きもの調査等を通じて、古賀に生息・生育する特定外来生物や生態系に被害をもたらす侵略的外来種の分布状況等を把握し、対策を検討していきます。

侵略的外来種・特定外来生物への対策

侵略的外来種や特定外来生物が多く生息・生育する地域では、市民活動団体や地域との共働による駆除を検討していきます。

外来種に関する知識の普及啓発

外来種の飼育等に関する留意点や、私たちが取るべき外来種に対する対応方法について、ホームページなどで周知していくとともに、駆除の時期や駆除方法、留意点などを学習する体験型の講習会を開催していきます。

野生鳥獣被害への対策

シカやイノシシなどによる農林業等への被害を減らすため、猟友会の協力のもと捕獲を継続するとともに、広域的視点から周辺自治体との情報共有をしながら、野生鳥獣被害の防止に向けた取組を進めていきます。

野生鳥獣被害防止のための啓発

農林業従事者からの情報収集や、関係機関及び周辺自治体等との情報共有により、野生鳥獣による被害動向を把握し、被害防止に関する啓発を進めていきます。



野生鳥獣との接し方

近年、各地で野生鳥獣の増加が報告されています。古賀でもサルなどの目撃情報が寄せられています。こうした野生鳥獣に対して間違った接し方をすると、例えばカラスやドバトによる被害のように、人の生活や地域の生態系に悪い影響を与える場合があります。野生鳥獣との接し方として、ルールを守ることが大切です。

ルール 1: むやみに近づいたり触ったりしない

野生鳥獣を捕まえたり飼育したりすることは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により原則禁止されています。野生鳥獣は、自然のままに生きていくのが本来の姿です。自然の中での出来事については見守るようにしましょう。

ルール 2: 餌を与えない。またゴミなど、餌となるようなものを放置しない

餌により野生鳥獣が集まったり繁殖したりすると、鳴き声による騒音や糞による汚損・悪臭などの被害をもたらします。また、ほかの生きものが暮らしにくくなるだけでなく、野生鳥獣自身も交通事故に遭ったり、自分で餌がとれなくなったりして困ってしまいます。

古賀市アライグマ防除実施計画

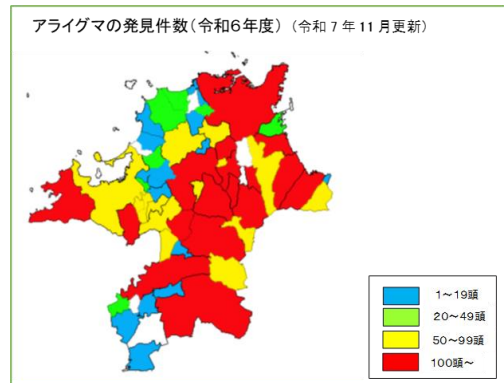
アライグマは北米原産の特定外来生物であり、近年県内でも生息範囲が急速に拡大しているとされています。

本市では令和 3（2021）年度に、アライグマの生息域拡大の防止と市内からの完全排除を目標に古賀市アライグマ防除実施計画を定めました。

令和 5（2023）年度には市内の生息状況調査を実施し、令和 6（2024）年 3 月には福岡県アライグマ防除実施計画が策定され、本市も県内各市町村とともに同計画へ参加しており、県や周辺市町村と連携した防除活動を継続しています。



令和 5 年度 アライグマ生息状況調査報告書より



アライグマの発見件数（令和6年度）（令和 7 年 11 月更新）

出典：福岡県「特定外来生物アライグマの防除に取り組んでいます」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/araiguma-kennaibunpu.html>

アライグマについてはこちら



（古賀市ホームページ）

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/protect/protect003/001.php>



外来種ってなあに？

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことです。**外来種**という言葉を知ると、海外から日本に持ち込まれた生きもののことだと思われがちですが、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合にも、もともとからその地域にいる生きものに影響を与えることもあります。

外来種の中には、農産物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生きものもたくさんいますが、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある生きものを「**侵略的外来種**」といいます。古賀でも多くの**侵略的外来種**が確認されています。



タイリクバラタナゴ

産卵場所を巡って在来のタナゴ類と競合するほか、絶滅危惧種ニッポンバラタナゴと容易に交雑します。



ウチワゼニグサ

(別名: タデバチドメグサ、ウォーターマッシュルーム)
繁殖力が旺盛で、在来水生植物との競合が懸念されます。



アカミミガメ

(別名: ミドリガメ、ミシシippアカミミガメ)
在来カメ類と生息地が競合するほか、水生植物や水生小動物に対する捕食圧の高さから、生態系への影響が懸念されています。

ペットショップなどで観賞用として販売されている生きものを野外に放すことで、生態系のみならず、人間や、農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。私たちの周りに生息・生育している外来種は、私たち人間の活動が原因でやって来てしまった生きものです。私たちが注意することで、外来種による被害を防ぐことができます。**外来種被害予防三原則**を心にとめ、適切な対応と理解をすることが重要です。

外来種被害予防三原則

① 入れないこと

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

② 捨てないこと

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)。

③ 拡げないこと

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないことを含む)。

平成 17 (2005) 年には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されました。この法律では、**外来種**のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものを「**特定外来生物**」として指定し、その取扱いについては**飼養、栽培、保管、運搬、輸入等を禁止**し、**特定外来生物**の防除等を行うこととしています。特定外来生物を**野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合、個人の場合、懲役 3 年もしくは 300 万円以下の罰金、法人の場合、1 億円以下の罰金**が課せられます。



<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/protect/protect003/001.php>

(古賀市ホームページ)

(4)環境に配慮した行動の推進

地球温暖化、廃棄物などの生物多様性を損なう要因を低減する取組を進めていきます。

🌿 生物多様性に配慮した行動の啓発

省エネルギーや 4R(※)など、日々の暮らしの中で取組むことのできる生物多様性に配慮した行動について、ホームページやパンフレットなどを活用して啓発していきます。※4R：ごみを減らすための取組。Refuse（リフーズ：不要なものを断る）、Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：資源として再利用する）の頭文字をとったものです。

🌿 環境に配慮した商品の普及啓発

生物多様性に配慮してつくられた商品やサービスの認証制度（FSC 認証や MSC 認証など）をホームページなどで紹介し、その購入を推奨します。また、啓発ポスターやチラシの配布、イベント等でのパネル展示、更には市の出版物に FSC 認証取得用紙を使用し、FSC マークとともに説明を載せるなど、積極的に紹介していきます。一人一人が地域や環境に配慮した消費行動（エシカル消費）について選択できるよう周知、推進を行います。

🌿 公共施設での取組の PR を通じた地球温暖化対策の推進

市が積極的にエネルギーの効率的利用等の環境に配慮した取組を行い、PR していくことで、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促進していきます。

🌿 ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止

不法投棄パトロールや環境美化活動を進めることで、まちを常にきれいな状態に保ち、野生生物の生息・生育環境に悪影響を与える不法投棄やポイ捨てのないまちづくりを進めていきます。

🌿 環境にやさしい事業者・事業活動の促進

事業者の社会的責任として、生物多様性の保全が進められるよう、事業者の事業活動のあらゆる場面において生物多様性への配慮の浸透を図るとともに、CSR 活動や社会教育としての生物多様性保全活動などを進めていくため、事業者への普及啓発を行っていきます。



生物多様性に配慮したエコラベルを探そう！

私たちが毎日口にする食べものや生活に欠かせない水、衣類や家具など、暮らしを支える商品の多くは生物多様性の恵みであり、世界中からも集まってきています。しかし、紙や木材の生産のために伐採された熱帯雨林が再生されないなど、生物多様性を大きく損なうこともあり、世界的な問題にもなっています。このような危機を避けるためのヒントとなるのが**エコラベル**です。原料の調達や、生産、流通の過程で生物多様性に配慮した商品につけられています。世界中に様々な**エコラベル**があり、環境省の「環境ラベル等データベース」にもたくさんの**エコラベル**が紹介されています。

いつも買い物をするお店でも、気をつけて探してみるとたくさんの**エコラベル**を見つけることができるかもしれません。何種類の**エコラベル**があるでしょうか？どのお店に**エコラベル**が多いでしょうか？

一人ひとりが、生産や流通の現場に注意を払い、生物多様性に配慮した**エコラベル**を選ぶことで、生物多様性に配慮することが当たり前の社会になっていくのではないのでしょうか。



FSC®認証

適切な森林管理が行われていること、森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを示します。



MSC 認証制度「海のエコラベル」

海の生態系保護や水産資源の持続的活用により配慮して採られた水産物に与えられます。



レインフォレスト・アライアンス認証

野生生物の保護、土壌と水源の保全、労働者の家族や地域社会の保護などの基準を満たした農園で栽培されたことを示します。



事業者も参加！環境にやさしい活動

古賀では毎年 6 月に海岸の一斉清掃「ラブアース・クリーンアップ」を実施しています。地球環境と地域行動の実践として、市民、事業者、行政が協力し海岸などの散乱ごみを回収する地域環境美化を進める活動です。毎年実行委員会にも事業者が参加し、開催当日は子ども達やその家族、地域の方、事業者、市民活動団体など多くの方でにぎわっています。ラブアース・クリーンアップについてはこちら 

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/gomi/gomi004/002.php> (古賀市ホームページ)



ラブアース・クリーンアップ



古賀市アダプトプログラム

また、ごみのない美しい街並みをめざして、地域に貢献したいという気持ちを原動力とする事業所・団体とのパートナーシップによる「古賀市アダプトプログラム」には、令和 6(2024)年 3 月現在 31 の事業所・団体が登録し、環境美化活動を実施しています。

事業者が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための **CSR 活動**^(※)の内容は、多岐にわたりますが、生物多様性保全の分野でも様々な取組が実施されています。

古賀市アダプトプログラムについてはこちら 

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/gomi/gomi004/035.php> (古賀市ホームページ)

(※) CSR 活動：「Corporate Social Responsibility」の略で、直訳すると「企業の社会的責任」という意味になります。経済産業省は CSR を、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を目指すための責任ある行動と定義しています。CSR 活動は企業が事業活動を通じて地域社会への貢献や、ボランティア活動に取り組むことを言います。

(5) 自然と調和する伝統的な文化や知恵の継承

生物多様性を賢く利用してきた伝統的な知恵や、地域性豊かな景観、文化の保全に努め、将来に引き継ぐ取組を進めています。

🌿 生物多様性に支えられる文化の継承

古賀の自然環境のもとに育まれてきた文化や知恵を将来に引き継いでいくため、地域の文化や習慣、民話を記録し長い歴史を経て今に残る自然・歴史的景観などの文化財を保存・活用していきます。

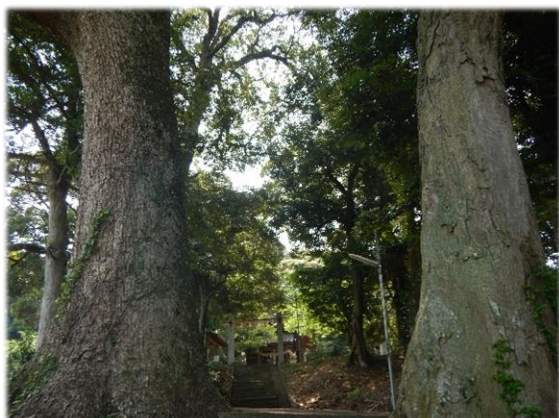
🌿 生物多様性に支えられる食の継承

古賀の自然環境のもとに育まれ、地域で継承されてきた「らぶ(だぶ)」などの郷土料理の保存・継承を進めています。



たくさんあるよ！自然と調和する文化と食

小山田斎宮



斎宮は天皇または皇后が神事を行うための宮殿です。日本書紀によると小山田の斎宮は神功皇后の斎宮と書かれ、西暦 200 年神功皇后が政務を執られた聖母屋敷の一角に建てられたとされています。社叢には県天然記念物指定の巨木が群生しています。

薬王寺温泉



薬王寺鉱泉は1918年、福岡県嘉穂郡出身の古書神学の研究家清水大晃により発見されました。信仰深かった清水は、古書に「空海上人が平城天皇の勅命に依り筑紫の不老不衰の薬泉を以て難病業者に実験し効験顯著なりき」とあるのを読み、探求していたところ、薬師如来のお告げによりこの地に霊泉があることを発見したとされています。

清瀧仕掛け水



清滝水路とも呼ばれ、1772年に清滝から上西郷(福津市)まで約5kmにわたる大工事によって造られた水路です。当時の覚書の約束は現在も守られ、毎年1月上旬から3月末まで福津市に送水されています。

清瀧寺



薦野清滝の山間にある天台宗の古刹で、伝説では行基が諸国行脚のおり、この地の清瀧の霊気に打たれ一字を建立し修行の場としたといわれます。本堂の数珠型しめ縄、石像の不動明王、祖先十七坊之碑など見るものが多く、イスノキは、県天然記念物に指定されています。

薬王寺おくんち



白鬚神社の秋季大祭として収穫と健康に感謝する祭りです。メインの御神幸は10月16日の直近の日曜日、新嘗祭はその翌日。子どもたちの笛や太鼓が鳴り響き、神社や氏子の家に「今月今夜」などが書かれた御神燈が灯され幻想的です。

谷山盆綱引き



8月15日20時ごろから、集落内の道路で海側を青年たち、山側を子どもたちに分かれ、藁で作られた約50メートルの大綱を引き合います。綱をゆすったり、大きな声で脅かしたりする「がぶり」という技を使うとてもユニークな綱引きです。

なごし 夏越まつり



五所八幡宮では、毎年7月31日18時半から、輪越し神事が行われます。400年あまり続く伝統的な祭りで無病息災を祈って直径2メートル以上の茅で作った輪をくぐってお参ります。古賀神社、小山田斎宮などでも行われています。

ムーミンの木



五所八幡宮の境内にある大楠（樹齢1000年）の幹にあるコブが有名な妖精「ムーミン」の後ろ姿にそっくり。不思議な偶然が反響を呼び、県内外からファンが訪れる境内には、「ムーミンのねぐら」「カメの木」などの珍樹も見られます。

らぶ(だぶ)



「らぶ(だぶ)」は、里芋、れんこん、ごぼうなどたくさんの根菜を入れて作る郷土料理です。根菜は冬が旬で一番おいしく、体を温め、冷えを予防する食材とされています。

具材を小さく刻んでいるので子どもでも食べやすく、寒い冬にぴったりの料理です。

鶏すき



古賀では鶏のことを「庭野菜」と呼ぶなど、身近な食材でした。すき焼きは牛すき焼きが一般ですが、古賀ではすき焼きといえば骨ごとのかしわのすき焼きのこと。

そしてまた肉や野菜を入れて焼くということを何回も繰り返しながら、丸い飯台を囲んで話に花を咲かせ、なごやかで楽しい時間を過ごしていました。



古賀に伝わる伝説や民話

古くから人々の間では様々な伝説や民話が伝わっています。古賀市でも地域に根付いた様々な伝説や民話が残っています。

詳しくはこちら



<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/bunka/bunkazai/kankoubutsu/003.php> (古賀市ホームページ)

関係	関係する人物・場所	伝説・民話
高僧	伝教大師・弘法大師	花鶴川と伝教大師 大根川の伝説（弘法大師）
地名	花鶴川、千鳥ヶ池、筵内、鷺白	鷺白山と神功皇后 花鶴川と伝教大師 大根川の伝説（弘法大師）
神社縁起	皇石神社	皇石神社のおこり
腰掛石	熊野神社	鷺白山と神功皇后
怨霊	大松明、栗原の怪火	大松明 栗原の怪火
化け物	古狸	古賀の古狸
蛇	千鳥ヶ池	千鳥姫伝説 千鳥ヶ池と福間又ゼエ 千鳥ヶ池の伝説 他 2 作
水	千鳥ヶ池、大根川、薬王寺の湯	薬王寺の湯 千鳥ヶ池と福間又ゼエ 千鳥姫伝説 千鳥ヶ池の伝説 他 2 作
動物	黒馬、猿、古狸、狐	熊野神社の黒馬 栗原の怪火 古賀の古狸 おさん狐と又ゼエ
老木	大楠の木、三本杵 <small>いす</small> の木	天狗の笛 大松明
地形	貝舞、薬王寺と米多比	貝舞 薬王寺と米多比峠の話

Action3. 生物多様性を活かす

生物資源の過度の利用や化学物質の排出などは、生物多様性に大きな影響を与える可能性があります。資源のより効果的・効率的な利用や環境に配慮した暮らしを進めていきます。

また、古賀の豊かな生物多様性から生み出される資源を、まちづくりや産業などに持続可能な形で利用し享受することで、生物多様性への関心や郷土への愛着を高め、生物多様性の保全や持続可能な利用を通じた地域の活性化を図ります。

現状の課題・今後の方向性

農林資源の活用については、農作物の地産地消の推進など、計画的な活用の促進が図られています。今後も、地元の農林資源を活用した取組を継続的に推進していきます。

一方で、地域づくりに関わる地域住民の高齢化が進んでおり、担い手の不足が課題となっています。

今後は、新たな人材や参加団体の獲得に向けて、PR 方法の強化を検討し、持続可能な消費行動の推進を継続できるよう、効果的な取組を展開していきます。

(1)自然を活かした暮らしの推進

自然の恵みを取り入れた環境負荷の少ない暮らしを進めていくとともに、地域の特徴的な自然を活かす取組の検討をしていきます。

また、市民・事業者・市民活動団体などの様々な主体が、より身近な農林資源を積極的に利用するとともに、環境の視点に立った持続可能な消費行動を進めていきます。

地産地消の推進

地域で生産された農作物を地域内で消費することで、身近な生物多様性の恵みを感じることができ、輸送にかかるエネルギーの削減にも貢献するとともに、地域の産業振興を図ることもできます。学校給食における地場農産物の活用や、農産物直売所、各種イベントを通じて地産地消を進めていきます。

県産木材の活用

県産木材を活用することで、林業が活性化し、森林の適切な手入れにつながっていきます。水源の涵養^{かんよう}、土砂の流出の防備など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、植栽、保育、間伐等の森林整備を促進するとともに、公共建築物の木造化及び内装の木質化や公共土木工事における木材利用の推進に努めていきます。

自然エネルギーの普及

自然エネルギーを効率的に利用し、また省エネルギー化を図ることで、温室効果ガスの削減、環境負荷の低減を促進していきます。

(2) 魅力ある地域づくりへの活用

生物多様性の保全や持続可能な利用を通じて、地域の魅力づくりへつなげる取組を進めています。

🍂 豊かな自然を活かした観光の振興

古賀の地の利と豊かな自然や歴史・文化を活かした観光について検討し、地域の自然を持続的に守り活かしながら、地域の活性化を図ります。

🍂 生物多様性の恵みを活かした特産品づくり

古賀の文化や自然の恵みである「朝どりこがスイーツコーン」や「山見阪ネーブル」、「あまおう」などの地元農産物を活用した特産品づくりを支援するとともに、これまでの農商工の連携による成果を活かし、地域の特性を活かした加工品開発等を行うことで、6次産業化を進めています。

🍂 歩いてん道の普及・活用

ハイキング、ウォーキングなどのレクリエーションの機会において、古賀の自然環境の魅力や生物多様性を体感してもらうため、「歩いてん道」の積極的なPRを図るとともに、ウォーキングを通じて自然に親しむイベントを実施していきます。



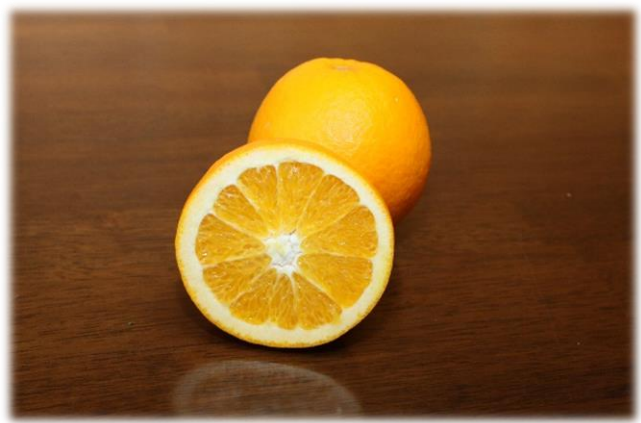
知ってる！？古賀の特産品

朝どりこがスイーツコーン



当日、朝日が昇るよりも早く収穫した、とれたて“スイートコーン”は、生で食べると口いっぱいに甘さとみずみずしさが広がります。6月頃に楽しむことができるスイートコーンは、とうもろこしの中でも特に皮が柔らかく、糖度の高い品種です。「スイーツのように甘くあれ」という意味で「朝どりこがスイーツコーン」と命名されました。

山見阪ネーブル



昭和40（1965）年、青柳石瓦で発見された山見阪ネーブル。完熟するのが12月上旬と、他のネーブルよりも出荷が早く、口あたりがソフトで色が鮮やかなのが特徴です。

古賀の農産物などを使った商品

古賀の農産物などを使って季節のジャムを開発しています。砂糖は控えめに、果物本来の爽やかな風味や香りが残るように炊き込んでいます。ヨーグルトやアイスクリームにもよく合います。



キウイ、あまおう、デコボンのジャム



歩いてみよう！歩いてん道

古賀には、バリエーションに富んだ、魅力満載のウォーキングコース「歩いてん道(あるいてんどう)」があり、四季折々の景色を楽しみながら、自然に触れることで癒しを感じることもできます。一緒に歩く人、季節によって、見えるものや聞こえるものも変わってくるのではないのでしょうか。

ウォーキングは基礎体力作りが気軽にでき、生活習慣病予防にもつながる、健康づくりには最適の運動です。健康のためにも、古賀の新しい発見のためにも、「歩いてん道」を歩いてみませんか？

①～②浜辺コース (片道 2.5km)



花鶴が浜公園を出発し、古賀自慢の海岸線を歩く浜辺コース。

③花鶴コース (1 周 1.8km)



花鶴コースは、周回コースであるため体調管理にぴったり。

④～⑤古賀コース (片道 4.5km)



初代歩いてん道の古賀コースは、四季折々の自然に出会えます。

⑥～⑦薦野コース (片道 1.7km)



清滝コースでは、春には満開の桜、初夏には無数のほたるが楽しませてくれます。

⑧～⑨薬王寺コース (片道 1.7km)



山々に囲まれた薬王寺コースは、マイナスイオンをたっぷり浴びることが出来ます。



令和 8(2026)年 3 月現在

⑩舞の里コース (1 周 2.2km)



黒薄公園を起終点とした舞の里 4 丁目・5 丁目を周回する 1 周 2.2 K m のコース。

⑪錠内コース (1 周 3.0km)



錠内な花の道を通り大根川沿いを廻る錠内コース。春には、たくさんの菜の花が目を楽しませてくれます。

⑫千鳥コース (1 周 1.0km)



千鳥ヶ池公園の中を通る周回コース。千鳥ヶ池では様々な生きものを観察しながら歩くことができます。

⑬～⑭学園コース (片道 2.0km)



学習施設が並ぶ、立ち寄りどころ満載のコース。桜の季節には、桜並木で春を楽しむことができます。

Action4. 環を広げる

生物多様性の取組は、人間活動の様々な分野に関わっています。また、生態系の多様性を守っていくためには、地域の特性に応じた取組が必要で、様々な立場の市民や事業者、団体など、多様な主体が参加・連携して、いろいろな地域で、継続的に活動していくことが重要となります。

各主体と活動のマッチングや、各主体のネットワークの構築などの取組も進め、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた意識・行動を社会全体に広げていきます。

現状の課題・今後の方向性

多様な主体が連携した保全活動や美化活動が継続して実施されている一方で、活動している事業者や団体が一部に偏っているといった課題があります。

ネイチャーポジティブの実現に向けては、個人・団体を問わず、多様な主体が連携することが重要です。今後は、「古賀市環境人材バンク制度」の活用や、事業者・団体の取組の周知、活動促進の方法について工夫・検討を行い、市民や事業者等それぞれの主体が生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた意識と行動を持てるよう、各取り組みやイベントの支援、連携を推進していきます。

(1)活動主体の支援

市民や事業者、市民活動団体、地域等の多様な主体による生物多様性への取組を進めるため、それぞれの特徴に応じた取組を進めるとともに、活動への支援を行っています。

多様な主体による保全活動や美化活動の支援

市民や事業者、市民活動団体、地域コミュニティなど多様な主体による取組を活性化させるため、生物多様性保全活動や普及啓発活動を支援していきます。また、「古賀市アダプトプログラム」等による市内環境美化活動の支援も継続していきます。

NPO などの団体からの提案による保全活動事業の実施

多様な主体との連携・共働を促進するため、市民活動団体等のアイデアや提案も取り入れながら、生物多様性の保全に向けた取組を進めていきます。

(2)連携の仕組みづくり

行政だけでなく、市民や事業者、市民活動団体、地域等の多様な主体が連携・協力して取組を進めていくため、活動の場や情報提供、各団体の持つ情報の収集を行うことで、生物多様性の横断的な取組を進めていきます。

多様な主体の情報交換・活動発表の場づくり

生物多様性に関する取組を行う多様な主体が、お互いの活動や成果、ノウハウの情報共有や交流ができる場を創出し、活動の活性化や多様な主体の連携・共働のきっかけづくりにつなげていきます。

多様な主体が連携する事業の促進

事業者が地域に開かれた活動をしたり、企業と市民活動団体が連携して学校を支援するなど、多様な主体が連携して実施する事業を、事例紹介等を通じて促進していきます。

人材活用の機会づくり

自然環境に関する専門的な知識がある方や、生物多様性保全に取り組む市民活動団体等、古賀の自然環境に詳しい人材を把握するとともに、市民参加型生きもの調査や体験学習等の講師などの活躍の機会を創出していきます。



「未来のうみ・まち・さと・やま」ワークショップの様子



子どもたちが取り組む環境学習

舞の里小学校では、毎年5年生が総合学習の時間に校内でビオトープづくりを行っています。ぐりんぐりん古賀や地域の大人たちと協力しながら、周辺の植物の保全や、外来種である浮草の繁殖防止といった環境整備に取り組んでいます。また、地域や家庭にビオトープの大切さや水生生物について知ってもらうために、どのような工夫ができるか、魅力的なビオトープにするために自分たちに何ができるのかを、児童自らが考え実践する授業が行われています。

こうしたビオトープの保全活動に加え、令和7（2025）年度の5年生からは、「舞小の防災意識を高めよう」を目標に、九州大学流域システム工学研究室と福岡グリーンインフラ研究会と共創による^{あめにわ}雨庭（※）プロジェクトが開始されました。児童たちは設備チーム、植物チーム、浸透試験チームに分かれ、それぞれどのような雨庭をつくりたいかを自分たちで考え、専門家のサポートを受けながら造成に取り組みました。

今後は、次の5年生へ雨庭の管理だけでなく、その意義や役割も引き継ぎ、雨庭を防災のシンボルとして全校や地域へ広げていくことを目指しています。こうした取組を通して、地域と学校がつながる防災の輪を広げていきます。

※雨庭：地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間です。

アスファルトなどに覆われた都市空間では、地上に降った雨はほとんど地中にしみ込むことなく排水されていきます。雨庭は、道路上に溢れる雨水を一時的に溜めることで氾濫を抑制し、地下水を涵養することで健全な水循環に貢献します。また、このような雨水流出抑制の効果に加え、修景・緑化、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果も期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されています。



雨庭づくり作業



完成した雨庭

V. 戦略の推進に向けて

これから先、私たちが生きていく社会には大きな変化があるかもしれません。

そんな中で、着実に古賀の将来像を実現していくためには、
どのように戦略を進めていくべきでしょうか。

古賀の豊かな生きものや自然を守るための方法は
たくさんあります。

「みんなが古賀のことを知って好きになる。」
「みんなが生物多様性について理解する。」
「みんなが想像し、行動に移していく。」

古賀に関わるみんなが
古賀の豊かな生きものや自然への感謝を忘れずに、
将来へ引き継いでいかなければなりません。

この章では、みんなで古賀の戦略を進めていくための
それぞれの役割や連携について確認していきます。

1. それぞれの役割と連携

戦略を進めていくためには、行政だけでなく、市民や事業者、市民活動団体等の多様な主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・共働して生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を進めることが重要です。

市民

- ・生物多様性に関する知識を深めます。
- ・生物多様性の保全活動に参加します。
- ・環境教育や自然体験に参加します。
- ・生物多様性に配慮した生活を営みます。
- ・子どもたちへ自然の大切さを伝えます。



市民活動団体

- ・生物多様性の教育や啓発活動を率先して実施します。
- ・生物多様性についての調査を行います。
- ・生物多様性に関する様々な活動を実施します。
- ・多様な主体と連携し、横断的な活動をしします。

事業者

- ・生物多様性に関する知識を深めます。
- ・事業の実施に際して、生物多様性の保全に配慮します。
- ・生物多様性の保全活動に参加します。
- ・生物多様性の普及啓発に協力します。

教育・研究機関の役割

- ・子どもたちの感性や古賀への愛着を育てるための環境教育を進めます。
- ・生物多様性の保全に関する調査研究に協力します。
- ・生物多様性の保全を主体的に行っていく人材を育成します。

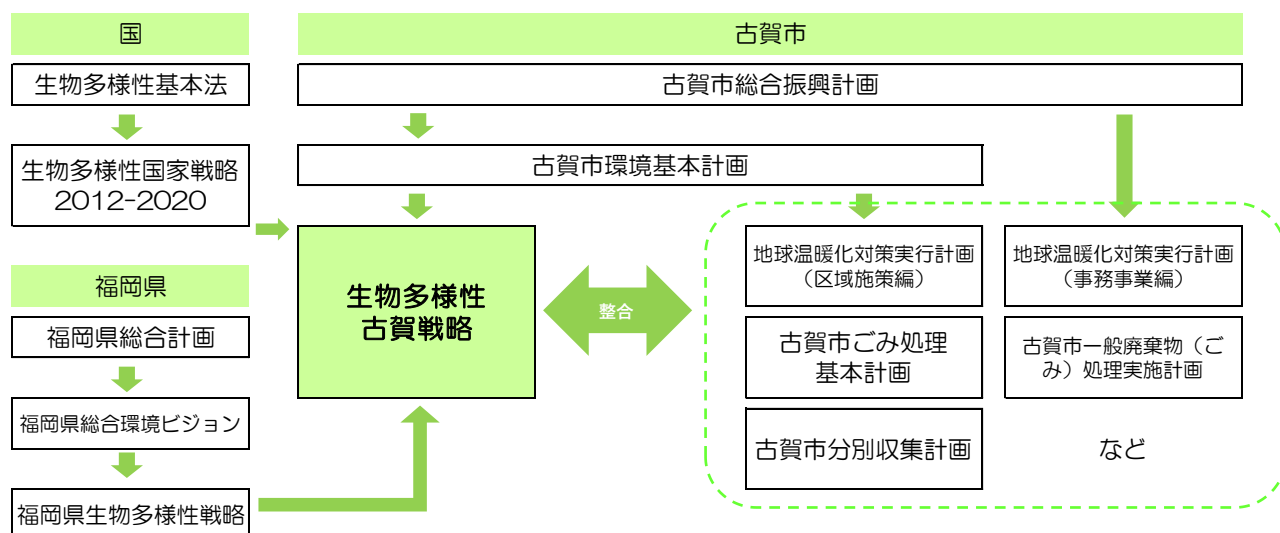


行政

- ・市民、市民活動団体、事業者などが必要とする生物多様性に関する情報を収集・発信し、生物多様性の重要性を広めます。
- ・市民、市民活動団体、事業者などの自主的な生物多様性の教育、啓発活動、保全活動等を支援します。
- ・市民、市民活動団体、事業者をはじめ、国や県、他の自治体や環境市民会議(ぐりんぐりん古賀)、教育・研究機関などとも積極的に連携を図ります。

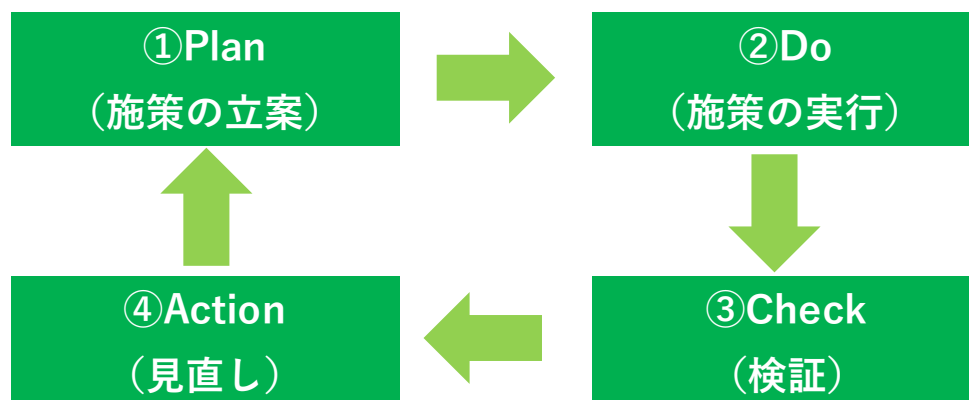
2. 戦略の進行管理

この戦略は、「生物多様性基本法」第 13 条に定められた生物多様性地域戦略として策定したものです。国や福岡県の計画、古賀市の上位計画である「古賀市総合振興計画」「古賀市環境基本計画」等、関連計画との連携と調整を図りつつ、多様な主体との連携を図りながら様々な分野での取組を進めていきます。



生物多様性古賀戦略は、「古賀市環境基本計画」に沿って策定されていることから、「古賀市環境基本計画」と同様に古賀市環境審議会で報告を行い、毎年発行している「古賀市環境報告書」等を活用して公表していきます。PDCA サイクルによる進行管理を行い、社会・経済情勢へも柔軟に対応し、上位・関連計画との整合性を図りながら必要に応じた見直しを進めます。

古賀市環境審議会は、「環境基本計画に関すること」「環境の保全及び創造に関する事項」について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申ができるとともに、環境の保全及び創造に関する事項について市長に意見を述べる事ができる市の附属機関として位置づけられています。



参考文献

環境省「生物多様性国家戦略 2012-2020」
環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030」
環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き」
環境省「こども環境白書 2016」・「こども環境白書 2015」
福岡県「福岡県生物多様性戦略 2022-2026」
福岡県「いのちのつながり いのちにぎわい」
福岡県「福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック 2024—」
福岡県「福岡県侵略的外来種リスト 2018」

写真・図・イラストの使用について

本計画に掲載の写真図の一部は下記の方々から提供いただきました。(敬称略)

福田幸広(引用：環境省生物多様性ウェブサイト)
内田悦朗(引用：環境省生物多様性ウェブサイト)
福岡県 環境部自然環境課
福岡県 保健環境研究所
ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)

本計画の表紙・イラストの一部は福岡県公立古賀竟成館高等学校デザイン科・美術部の生徒さんから提供いただきました。

つなげたい!古賀の^{いのち}生命 伝えたい!共に生きる力
生物多様性古賀戦略
2026 年 3 月

発行：古賀市市民部環境課
〒811-3192 福岡県古賀市駅東一丁目 1 番 1 号
TEL:092-942-1127 FAX:092-942-1291

